

第3期 稚内市子ども・子育て 支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)



稚 内 市

はじめに

我が国では、子育てや少子化、児童虐待、いじめなど子どもを取り巻く社会問題に対して本質的な対策を進めるため、令和4年6月に「こども家庭庁設置法」と「こども基本法」を制定し、令和5年4月1日に「こども家庭庁」を発足させ、「こどもまんなか社会」の実現に向けた司令塔として、幼児期までのこどもの健やかな成長のための環境づくりや、家庭における子育て支援等に関する基本的な政策を進められています。

また、全てのこども・子育て世帯をライフステージに応じて、切れ目なく支援していくとともに、共働き・共育てを推進していくための総合的な対策として、令和5年12月に「こども未来戦略」を閣議決定し、「こども誰でも通園制度」の新設などを始め、様々なこども施策を展開しています。

このたびの「第3期稚内市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、前回までの計画を継承しつつ、基本理念を「一人ひとりの子どもが、健やかに幸せに育つことのできる地域社会の実現。未来にすすむ子育て支援、市民ぐるみの「子育て運動」のまち、わっかない。」とし、国のこども施策を取り入れながら、子ども・子育て支援の更なる充実に向けて、各種施策に取り組んでいくこととしています。

本市は、昭和61年に全国で初めて「子育て平和都市」を宣言し、「子育て運動」に取り組み、他に先駆けて充実した子育て環境を整備してきました。

今後も学校・家庭・地域が一体となって、一人ひとりの子どもの、健やかな育ちを等しく保障することを目指すとともに、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援、環境整備を今後も引き続き取り組んでいきますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、計画の策定にあたって、アンケート調査やパブリックコメントなどで貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆様、計画のご審議を重ねていただきました子ども・子育て審議会の委員の皆様や、関係機関の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和7年3月

稚内市長 工藤 広

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の対象	3
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制と策定の経緯	4
第2章 稚内市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題	6
1 統計データからみた子どもを取り巻く状況	6
2 教育・保育施設の状況	13
3 地域子ども・子育て支援事業の状況	16
4 アンケート結果からみた子どもを取り巻く状況	21
5 「稚内市子ども・子育て支援事業計画」の実施状況	41
6 稚内市の子ども・子育て支援の課題	43
第3章 計画の基本的な考え方	45
1 基本理念	45
2 基本的な視点	46
3 施策体系	47
第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	48
【提供区域の設定】	48
■目標1 幼児期の教育・保育の充実	48
■目標2 子育て支援事業の充実	53
第5章 各施策の展開	62
■目標3 特別な支援を必要とする子育て家庭への取組の推進	62
■目標4 子どもの健やかな成長に資する環境の整備	64
■目標5 母子の健康増進の推進	68
■目標6 地域ぐるみの子育て支援活動の推進	69
第6章 計画の推進体制	71
1 関係機関等との連携	71
2 役割	72
3 計画の達成状況の点検・評価	73
第7章 資料編	74
1 関係施設一覧	74
2 計画策定の経緯	75
3 用語解説	76

第1章 計画策定の趣旨


1 計画策定の背景と目的

我が国では、日本国憲法及び児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長し、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すこととしています。

そのため、社会全体として子ども施策に取り組むことができるよう、子ども施策を総合的に推進することを目的として「こども基本法」が制定・施行されました。

また、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて(「こどもまんなか社会」)、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰ひとり取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、こども家庭庁が創設されました。

■こども基本法に定められた6つの基本理念



こども施策は、**6**つの基本理念をもとに行われます。

<p>1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。</p>	<p>2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。</p>	<p>3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。</p>
<p>4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。</p>	<p>5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。</p>	<p>6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。</p>

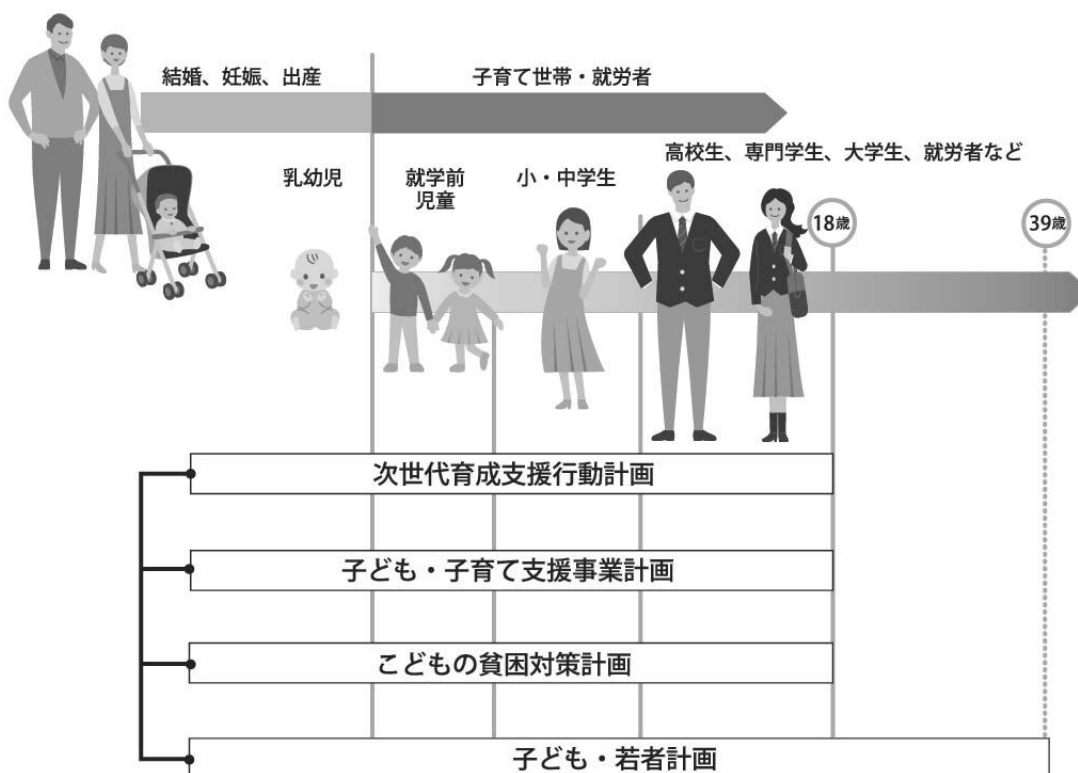
今日の子ども・子育てを取り巻く環境の変化は大きく、抜本的な制度改革が求められており、平成27年4月から、我が国の子ども・子育て支援は新制度に移行することになりました。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画として全市町村で策定が義務づけられています。

稚内市（以下「本市」という。）においても市町村子ども・子育て支援事業計画として「第2期稚内市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、全ての子どもが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境の整備に努めてきました。

「第2期稚内市子ども・子育て支援事業計画」は令和6年度が計画期間の最終年度となっており、近年の制度改正や子ども・子育てをめぐる国や道の動きを反映した「第3期稚内市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

■ライフステージと包括的・一体的なこども計画のイメージ



2 計画の位置づけ

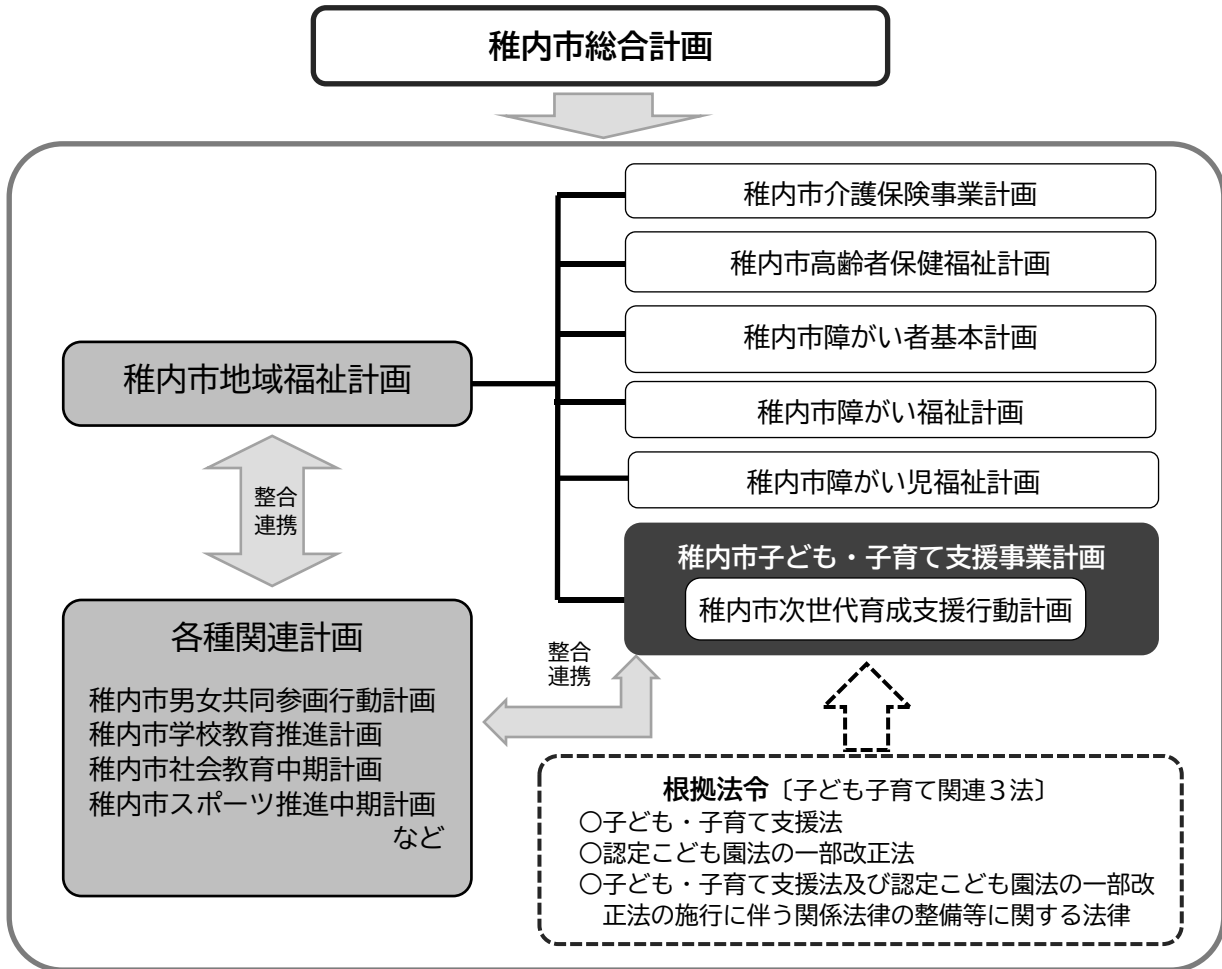
(1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものであり、具体的な計画策定にあたっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえています。

また、次世代育成支援対策推進法第8条における「市町村行動計画」と一体的に策定することとします。

(2) 他の計画との関係

本計画は、「稚内市総合計画」を最上位計画とし、子ども・子育て分野の個別計画として位置づけます。また、関連する福祉関係計画等と整合を図ります。



3 計画の対象

本計画の対象は、おおむね乳幼児期から学童期までの子どもとその家庭を対象としています。ただし、施策・事業の内容によっては、必要に応じて、対象年齢に幅を持たせるなど柔軟な対応を行います。

【子どもの対象範囲】

0歳	0歳	1歳	1～5歳	6歳	6～11歳	12歳	12～17歳	18歳
	乳児期		幼児期		学童期（学校教育を除く放課後）		一部対象	
子ども・子育て支援法								

4 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に定める5年間とし、令和7年度から令和11年度までとします。なお、状況の変化により、必要に応じ見直しを行うこととします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
第2期稚内市子ども・子育て支援事業計画									
			計画の策定	第3期稚内市子ども・子育て支援事業計画					
								次期計画の策定	

5 計画の策定体制と策定の経緯

(1) 子ども・子育て会議の開催

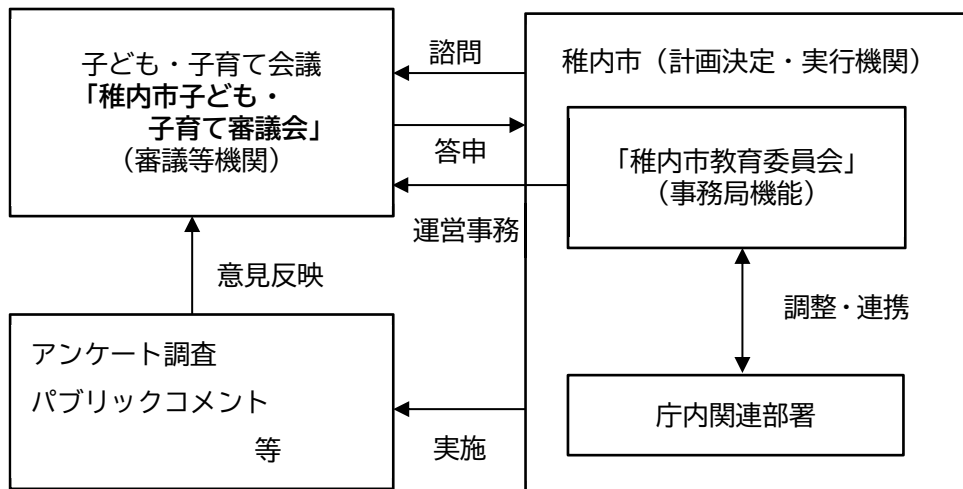
本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第72条第1項に定められている「稚内市子ども・子育て審議会」を開催し、計画内容、事業運営及び施策推進に関する事項についての審議を行います。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」などを把握するため、就学前児童の保護者及び小学生児童の保護者に対し、「子育て支援に関するアンケート（ニーズ）調査」を令和6年1月に実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画について、市民から幅広い意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを実施しました。



第2章 稚内市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

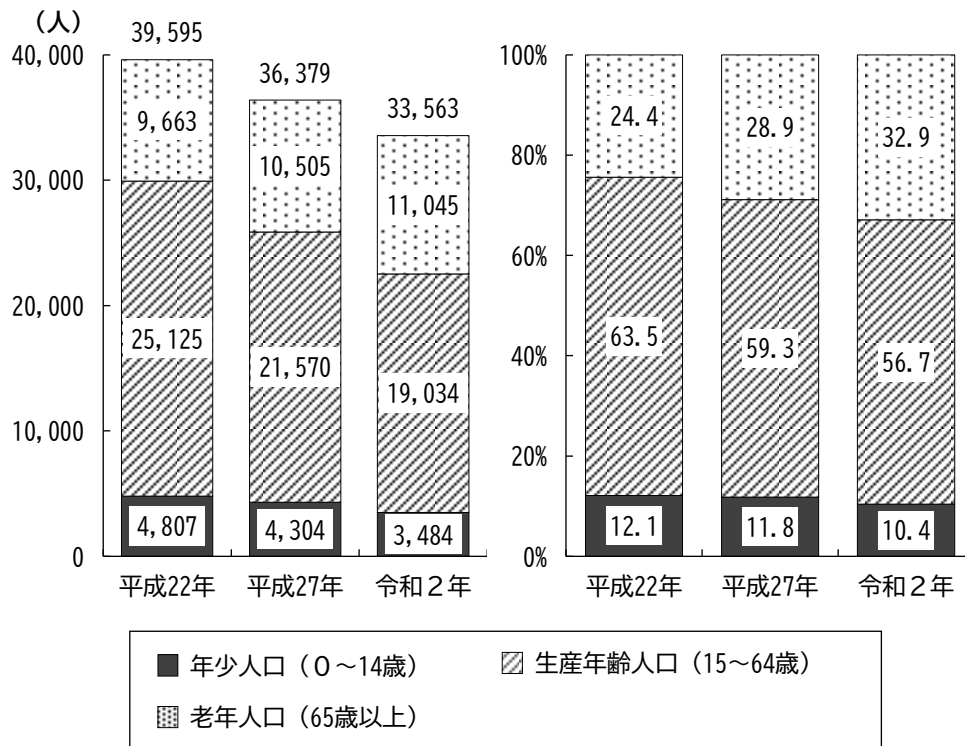
1 統計データからみた子どもを取り巻く状況

(1) 人口の推移

本市の人口の推移をみると、総人口は減少が続いており、平成22年の39,595人から令和2年は33,563人と、6,032人減少しています。

年齢3区分別でみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少が続く一方、老年人口（65歳以上）は増加が続いています。また、構成割合についても、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は低下していますが、老年人口（65歳以上）は上昇が続いています。

図表 人口の推移

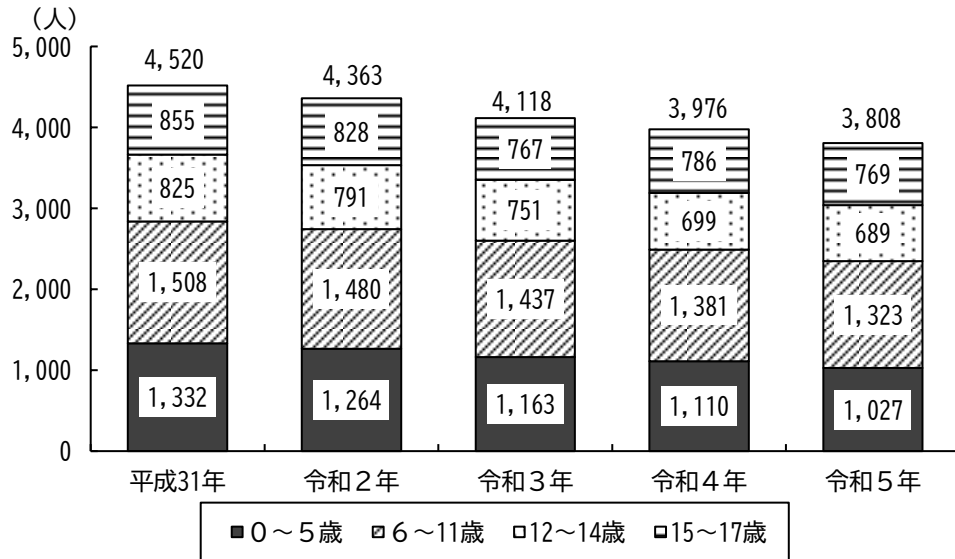


資料：国勢調査

本市の18歳未満の児童人口の推移をみると減少傾向となっており、児童人口の合計は、平成31年の4,520人から令和5年には3,808人に減少しています。

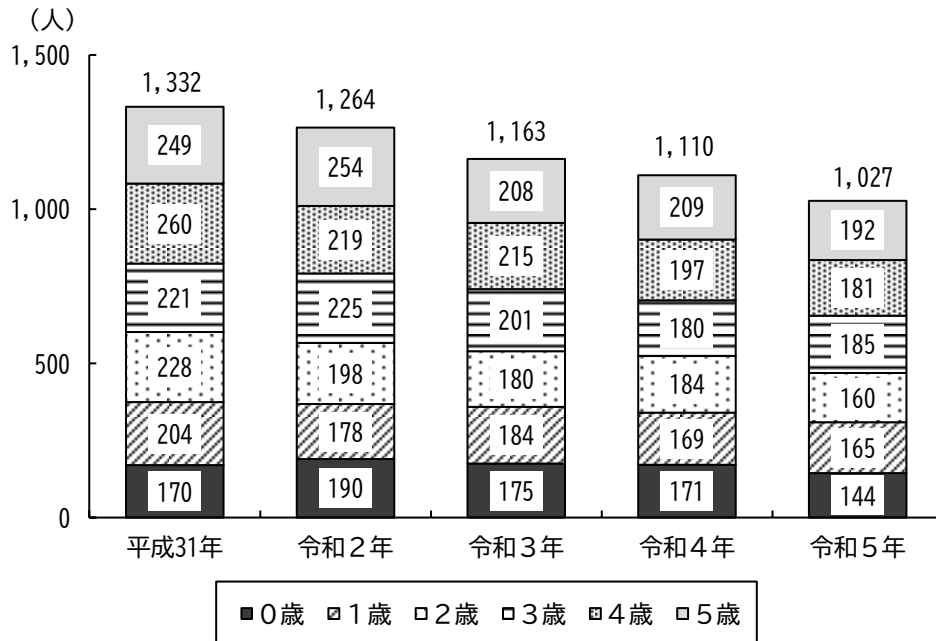
また、0～5歳の就学前児童の1歳階級別人口の推移をみると、全体的に減少傾向となっており、平成31年から令和5年にかけて、4歳は79人減少、0歳は26人減少となっています。

図表 児童人口の推移



資料：住民基本台帳

図表 就学前児童数の推移



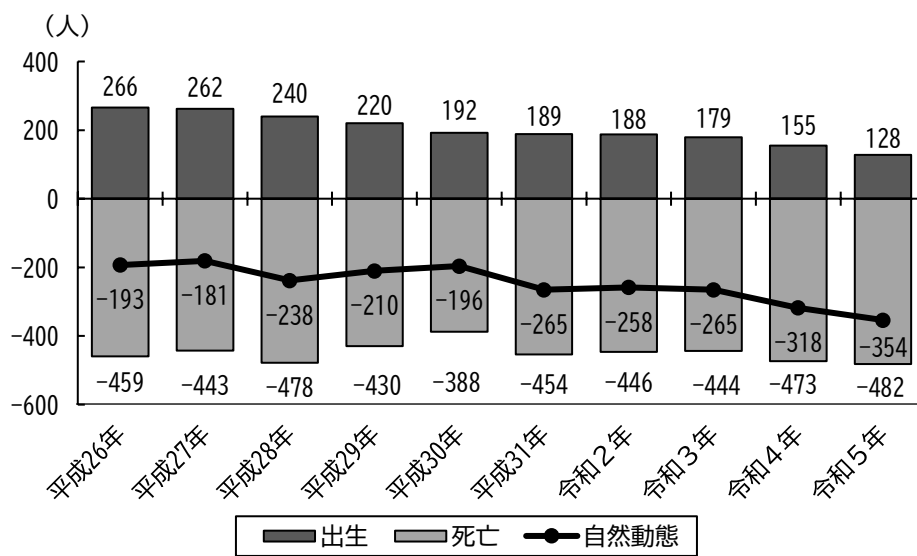
資料：住民基本台帳

(2) 自然動態・社会動態の状況

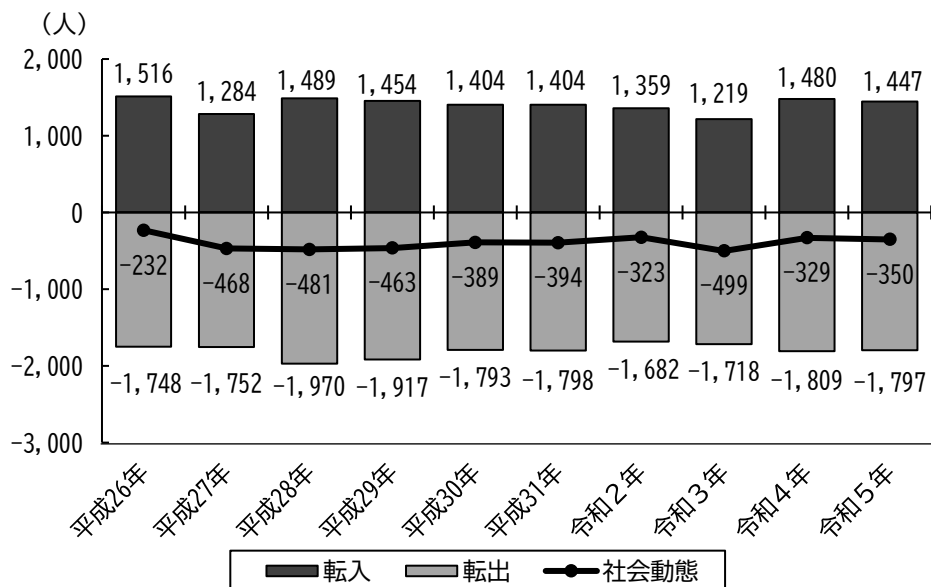
本市の自然動態の推移をみると、出生数は平成26年から減少が続いており、平成26年の266人から令和5年は128人となっています。死亡数は、平成30年は400人を割り込んでいますが、その後は450人前後で推移しています。自然動態は減少傾向となっており、平成27年までは200人以下の減少でしたが、近年は350人前後の減少となっています。

社会動態の推移をみると、転入は、年による差があり、令和5年は1,447人となっています。また、転出も年による差があり、平成26年以降は1,700～1,900人前後で推移しています。社会動態は、年による差はありますが、令和5年は350人の減少となっています。

図表 自然動態の推移



図表 社会動態の推移

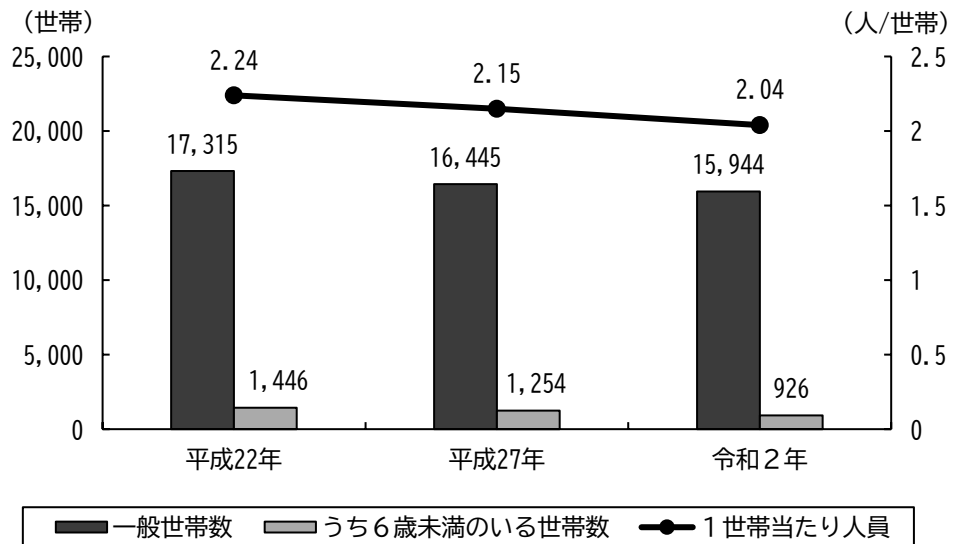


資料：住民基本台帳

(3) 世帯の状況

本市の世帯数の推移をみると、平成22年の17,315世帯から令和2年は15,944世帯と、1,371世帯減少しており、6歳未満のいる世帯数も、平成22年の1,446世帯から令和2年は926世帯に減少しています。また、1世帯当たり人員も減少が続き、平成22年は2.24人/世帯でしたが、令和2年には2.04人/世帯となっています。

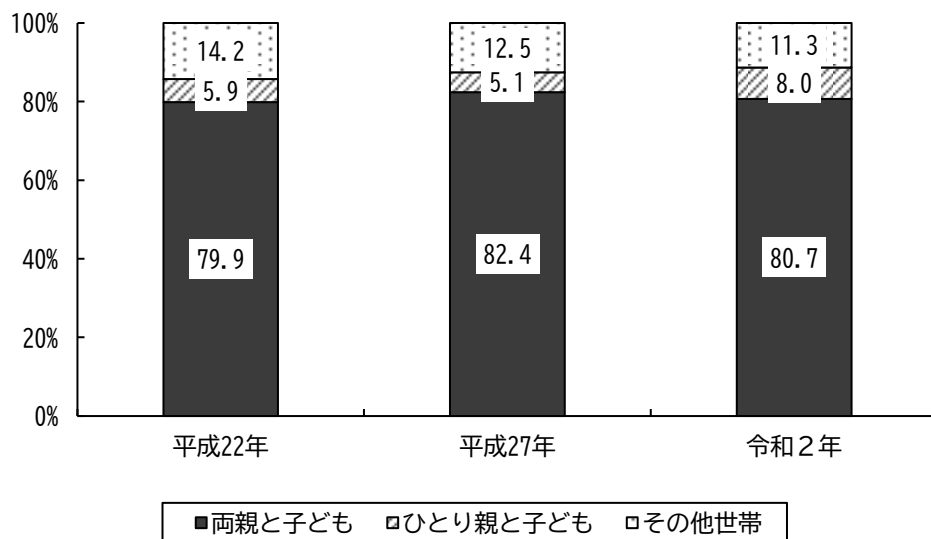
図表 世帯数及び1世帯当たり人員の推移



資料：国勢調査

本市の6歳未満の世帯員のいる世帯構成の推移をみると、大きな変化はなく、両親と子どもは80%前後、ひとり親と子どもは6%前後で推移しており、これらを合計した核家族は、令和2年は88.7%となっています。

図表 6歳未満の世帯員のいる世帯構成の推移

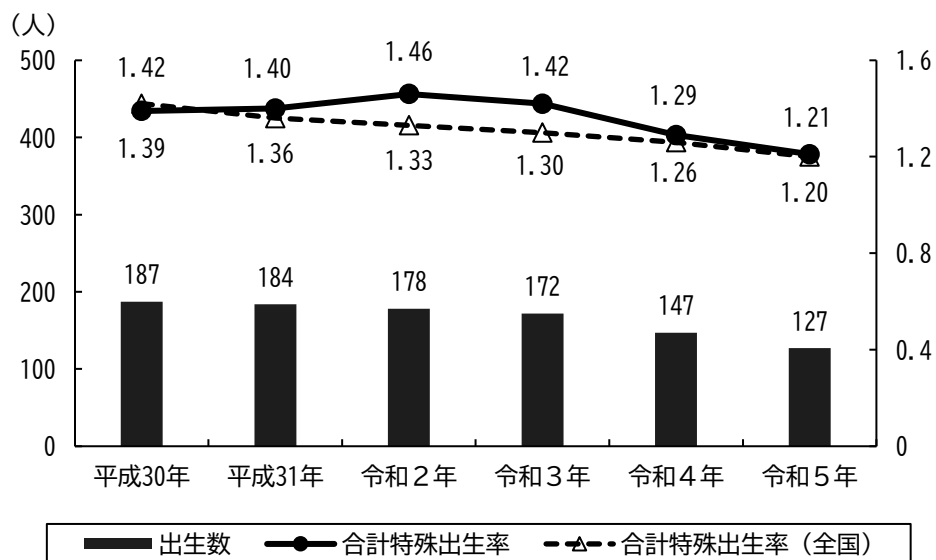


資料：国勢調査

(4) 出生の状況

本市の出生数及び合計特殊出生率の推移をみると、出生数は、平成30年の187人から減少が続いており、令和5年は127人となっています。合計特殊出生率は、平成30年以降1.40前後を推移していましたが、令和4年に減少し、令和5年は1.21となっています。

図表 出生数及び合計特殊出生率の推移



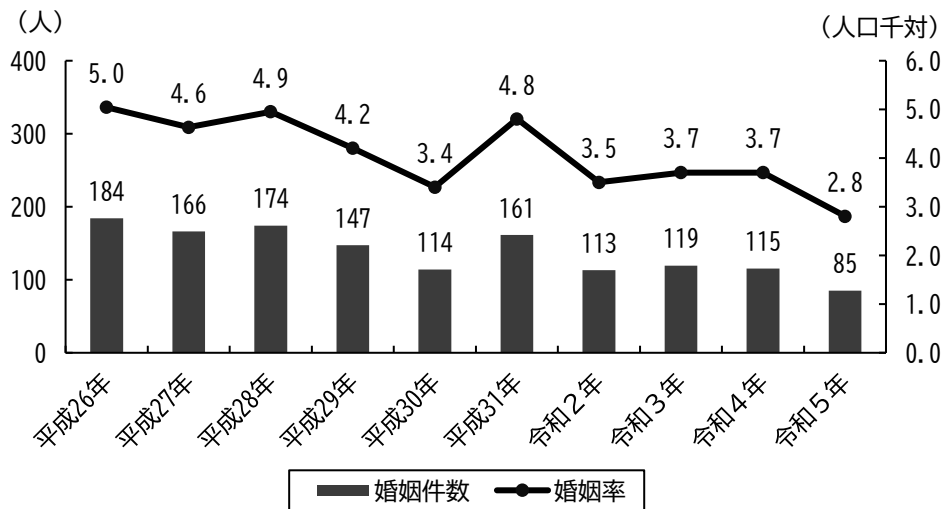
資料：稚内市調査、人口動態調査
 ※稚内市の合計特殊出生率は独自で算出

(5) 婚姻・離婚の状況

本市の婚姻件数及び婚姻率（人口千人当たりの婚姻件数）の推移をみると、婚姻件数は減少傾向で、令和5年は85件となっており、婚姻率は、平成26年の5.0から、令和5年は2.8まで低下しました。

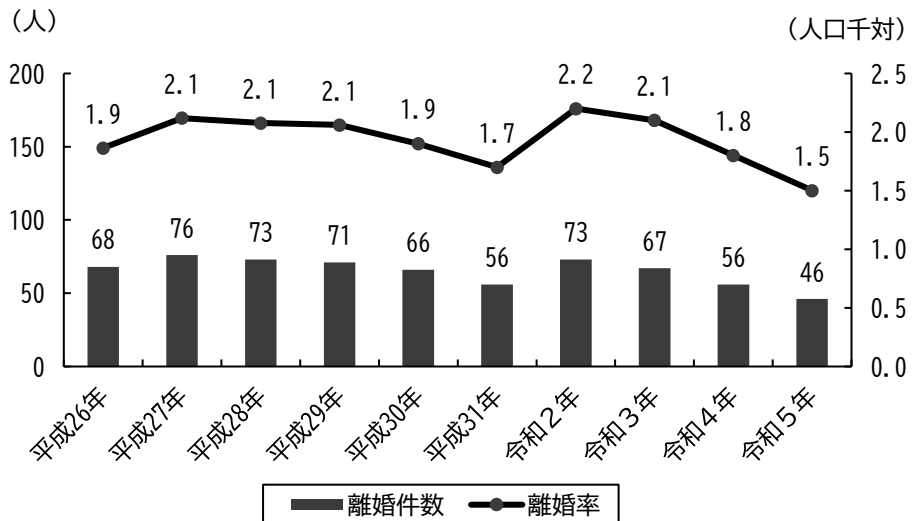
離婚件数及び離婚率（人口千人当たりの離婚件数）の推移をみると、離婚件数は近年減少傾向であり、令和5年は46件となっており、離婚率は、平成26年以降、2.0前後で推移していましたが、令和5年は1.5まで低下しています。

図表 婚姻件数及び婚姻率の推移



資料：稚内市統計書、稚内市調査

図表 離婚件数及び離婚率の推移

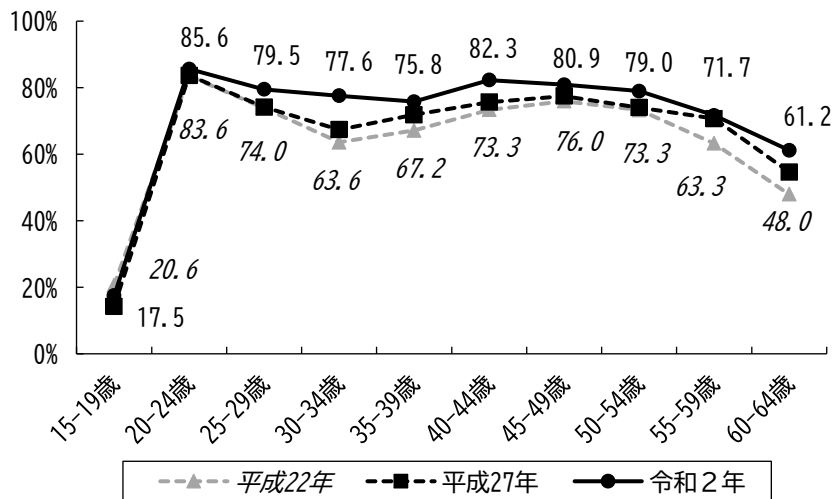


資料：稚内市統計書、稚内市調査

(6) 就労の状況

女性の年齢別労働力率の推移をみると、平成22年と比べて、令和2年は15～19歳を除いて全般的に上昇していますが、特に25～29歳、30～34歳、35～39歳、40～44歳の上昇が大きく、結婚・出産期に低下する、いわゆるM字カーブの底が浅くなってきています。

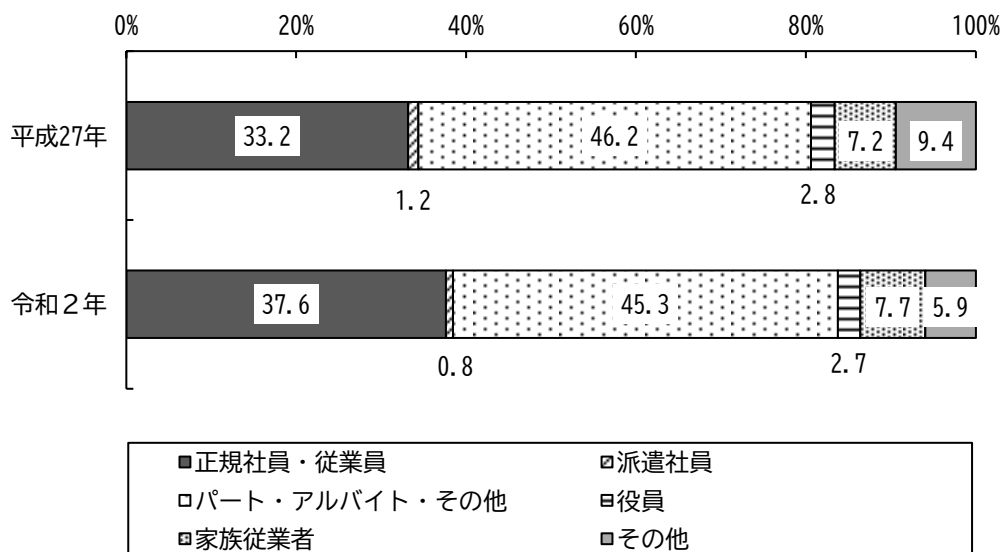
図表 女性の年齢別労働力率の推移



資料：国勢調査

女性の従業上の地位別就業者の割合をみると、平成27年から正規社員・従業員の割合が4%ほど上昇し、令和2年は「パート・アルバイト・その他」が45.3%と最も高く、次いで「正規社員・従業員」が37.6%となっています。

図表 女性の従業上の地位別就業者の割合



資料：国勢調査

2 教育・保育施設の状況

(1) 利用児童数の推移

市内にある幼稚園（認定こども園を含む）は、令和5年は5か所、定員数335人となっています。利用児童数は、平成30年以降減少傾向にあり、令和5年は273人となっています。

保育所（認定こども園を含む）は、令和4年に公立が1か所減り、私立が1か所増え、令和5年は公立1か所、私立5か所となっており、定員数の合計は、令和4年に5人増えて385人となっています。利用児童数は、近年、340人前後で推移しています。

幼稚園と保育所の利用児童数の合計は、減少傾向にあり、令和5年は612人となっています。

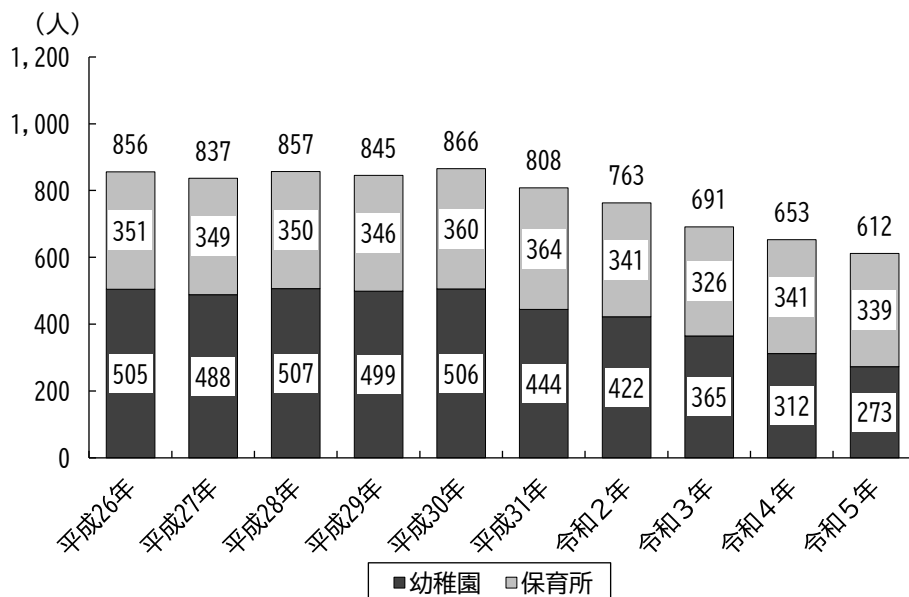
図表 幼稚園・保育所の施設数、定員数、利用児童数の推移

(単位：か所、人、%)

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
幼稚園	施設数	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5
	定員数	790	570	540	540	555	495	480	420	417	335
	利用児童数	505	488	507	499	506	444	422	365	312	273
	充足率	63.9	85.6	93.9	92.4	91.2	89.7	87.9	86.9	74.8	81.5
保育所	施設数	公立	2	2	2	2	2	2	2	1	1
		私立	4	4	4	4	4	4	4	5	5
	定員数	410	410	410	410	380	380	380	380	385	385
	利用児童数	351	349	350	346	360	364	341	326	341	339
	充足率	85.6	85.1	85.4	84.4	94.7	95.8	89.7	85.8	88.6	88.1

資料：稚内市調査（定員数：平成26年は認可定員数、平成27年以降は利用定員数）

図表 幼稚園及び保育所の利用児童数の推移

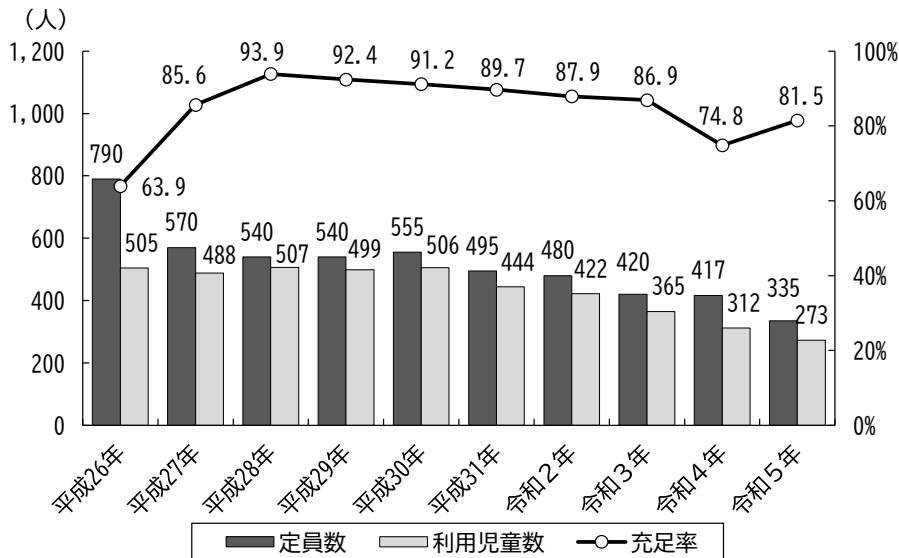


資料：稚内市調査

(2) 幼稚園の利用状況

市内の幼稚園利用児童数は、減少傾向となつていますが、定員数も平成27年の大幅な削減をはじめ、段階的に削減しており、平成31年までは充足率が9割前後で推移していたものの、令和5年には8割前後となっています。

図表 幼稚園の定員数、利用児童数、充足率の推移

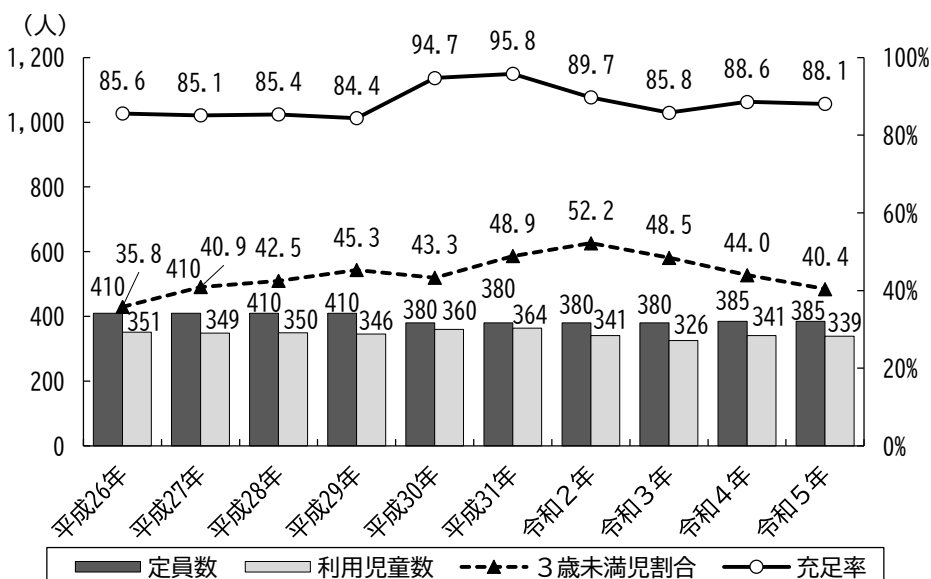


資料：稚内市調査

(3) 保育所の利用状況

市内の保育所利用児童数は、ほぼ横ばいとなつており、令和2年以降は340人前後で推移しています。定員数は多少の増減はあるものの、平成30年以降380人前後となっています。充足率は増減を繰り返していますが、平成30年以降9割前後で推移しています。また、利用児童数のうち、3歳未満児の割合は上昇傾向でしたが、令和3年以降低下しています。

図表 保育所の定員数、利用児童数、3歳未満児割合、充足率の推移



資料：稚内市調査

(4) 認可外保育施設の利用状況

市内には、保育を行うことを目的とし、児童福祉法に基づき都道府県知事が認可している認可保育所以外に、へき地保育所4か所、事業所内保育所2か所(令和4年度中に1か所廃止)、その他2か所があります。これらの認可外保育施設の利用児童数は増減を繰り返しており、令和5年度は89人となっています。

図表 認可外保育所の利用児童数の推移

(単位：人)

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
へき地保育所	66	66	60	67	60	58
事業所内保育所	24	19	17	20	14	14
その他	10	30	25	14	14	17
合計	100	115	102	101	88	89

資料：稚内市調査

3 地域子ども・子育て支援事業の状況

「子ども・子育て支援事業計画」により、これまで実施してきた地域子ども・子育て支援事業の実施状況をまとめました。

(1) 利用者支援事業

子どもや保護者が教育・保育施設及び地域子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

令和4年4月1日から利用者支援事業（母子保健型）を健康づくり課において実施し、妊娠期から子育て期にわたる相談支援等を行っています。

図表 利用者支援事業の実施状況

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基本型・特定型	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
母子保健型	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所

資料：稚内市調査

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育所の通常の開所時間（11時間）を延長して保育を行っています。

利用総数、利用比率は共に、平成31年度は増加しましたが、令和2年度からは減少し、令和5年度の利用総数は111人となっています。

図表 延長保育事業の実施状況

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用総数	146人	173人	121人	112人	99人	111人
利用比率	40.6%	47.5%	35.5%	34.4%	29.0%	32.7%

資料：稚内市調査

(3) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

共働き家庭など留守家庭の小学1～6年生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

対象児童数は、減少が続いていますが、利用登録者数は年度により増減があり、令和5年度は179人となっています。

図表 学童保育の実施状況

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童数(6～11歳)	1,528人	1,508人	1,480人	1,437人	1,381人	1,323人
利用登録者数	181人	194人	158人	193人	175人	179人

資料：稚内市調査

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の病気や出産、家族の介護、育児疲れ等により、家庭において一時的に児童の養育が困難になった場合、市が委託する里親等において子どもを一定期間（原則として7日間以内）養育する事業です。本市では、平成24年度から実施しています。

ここ数年利用はありませんが、一時的に児童の養育が困難な状況となった子育て世帯に対するセーフティネットとして、いつでも利用できるよう体制を整えています。

図表 ショートステイの実施状況

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

資料：稚内市調査

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師等が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握を行い、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供につなげるものであり、この訪問を、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、子育て家庭の孤立を防ぐことを目指す事業です。

訪問家庭数は、減少傾向にあり、令和5年度は91人となっています。

図表 こんにちは赤ちゃん事業の実施状況

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問家庭数	144人	160人	136人	123人	125人	91人

資料：稚内市調査

(6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師や保育士が、訪問等により養育に関する指導、助言及び家庭への育児に関する援助等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。

また、より適切な保護や支援につなげる事業として、要保護児童対策地域協議会において、関係機関が情報の交換や協議等を行います。

図表 要保護児童等に対する支援に資する事業の実施状況

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象児童数 (0～18歳)	4,937人	4,786人	4,613人	4,360人	4,189人	4,024人
利用者数	80人	72人	86人	77人	50人	54人

資料：稚内市調査

(7) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

公共施設や保育所等、地域の身近な場所で、就学前までの児童がいる親と子の交流や育児相談・情報提供等を行います。

利用者数は減少傾向でしたが令和4年度に増加に転じ、令和5年度は489人回/月となっています。

図表 子育て支援センターの実施状況

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	708人回/月	565人回/月	523人回/月	382人回/月	402人回/月	489人回/月
実施箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

資料：稚内市調査

(8) 一時預かり事業（幼稚園、保育所、ファミリー・サポート・センター等による預かり【就学前】）

保護者の一時的な就労や求職活動、疾病等により一時的に家庭での保育が困難な場合に、幼稚園や保育所などで保育する事業です。

幼稚園における在園児対象型の一時預かりの利用者数、利用児童数は平成31年度から減少が続いていますが、平均利用日数は、横ばい傾向にあります。

保育所などにおける一時預かりの利用者数の合計は、増減を繰り返しており、令和5年度は204人日に減少しています。

図表 幼稚園における在園児対象型の一時預かりの実施状況

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	21,696人日	18,980人日	18,351人日	15,818人日	12,912人日	12,037人日
利用児童数	506人	444人	422人	365人	312人	273人
平均利用日数	42.9日	42.7日	43.4日	43.3日	41.4日	44.1日

資料：稚内市調査

図表 保育所などにおける一時預かりの実施状況

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	442人日	390人日	269人日	293人日	361人日	99人日
ファミリー・サポート・センター	160人日	155人日	103人日	142人日	86人日	105人日
合計	602人日	545人日	372人日	435人日	447人日	204人日

資料：稚内市調査

(9) 病児・病後児保育事業

保育が必要な乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に、病院等の医療機関や保育施設に付設の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業です。年度によって大きく増減しており、令和5年度は8人日となっています。

図表 病児・病後児保育事業の実施状況

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	76人日	108人日	5人日	0人日	2人日	8人日

資料：稚内市調査

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター【就学後】）

子育ての手助けがほしい人（おねがい会員）、子育てのお手伝いをしたい人（まかせて会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行います。

利用者数は、令和3年度に大幅に減少しましたが、令和4年度に増加に転じ、令和5年度は36人日となっています。

図表 ファミリー・サポート・センターの実施状況

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	177人日	121人日	98人日	6人日	13人日	36人日

資料：稚内市調査

(11) 妊婦健診事業

妊婦と胎児の健康状態などを定期的に確認するため、妊婦健康診査の一部を公費負担する事業です。

利用者数は、減少傾向であり、平成30年度の2,417人回から令和5年度は1,502人回となっています。

図表 妊婦健診事業の実施状況

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	2,417人回	2,430人回	2,100人回	2,127人回	1,855人回	1,502人回

資料：稚内市調査

4 アンケート結果からみた子どもを取り巻く状況

本計画の策定にあたり、子育て中の世帯の生活実態や意見・要望などを把握するため、就学前児童（0～5歳）及び小学生（6～11歳）の保護者を対象に、ニーズ調査を実施しました。

（1）調査の概要

■就学前児童

- 調査対象：本市在住の就学前児童がいる世帯
- 調査期間：令和6年1月29日～令和6年2月18日
- 調査方法：郵送配布・回収、WEB回答
- 配布・回収：

配布数	回収数		回収率
758 票	348 票		約 45.9%
	WEB	紙	
	187 票	161 票	

■小学生

- 調査対象：本市在住の小学生がいる世帯
- 調査期間：令和6年1月29日～令和6年2月18日
- 調査方法：郵送配布・回収、WEB回答
- 配布・回収：

配布数	回収数		回収率
750 票	329 票		約 43.9%
	WEB	紙	
	216 票	113 票	

■調査報告書の見方

百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出しています。本文及び図中の数字に関しては、全て小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表記します。このため、全ての割合の合計が100%にならないことがあります。また、複数回答の設問では、全ての割合の合計が100%を超えることがあります。

(2) 調査結果の概要

■就学前児童

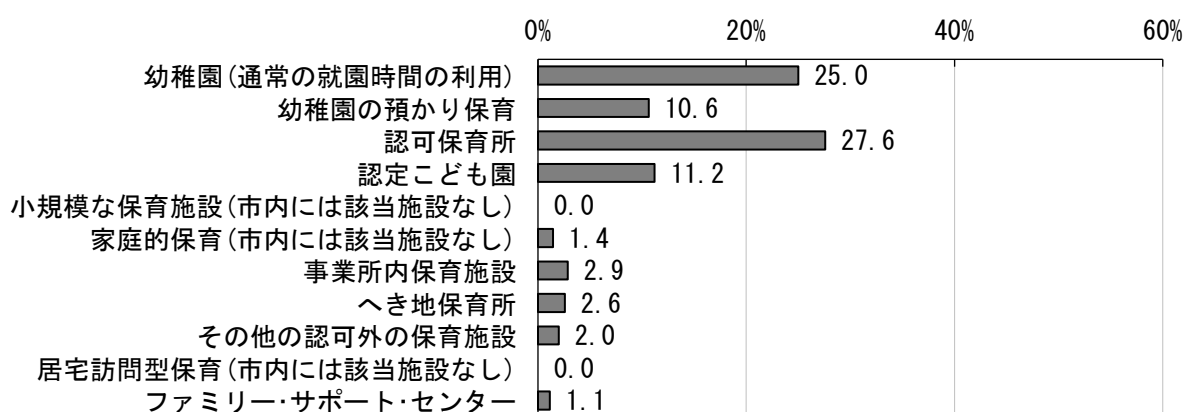
①「定期的な」教育・保育の利用状況について

○利用している定期的な教育・保育の事業、今後の利用希望（複数回答）

【現在利用している】

定期的にご利用している事業は、「認可保育所」が27.6%と最も多く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が25.0%、「認定こども園」が11.2%となっています。

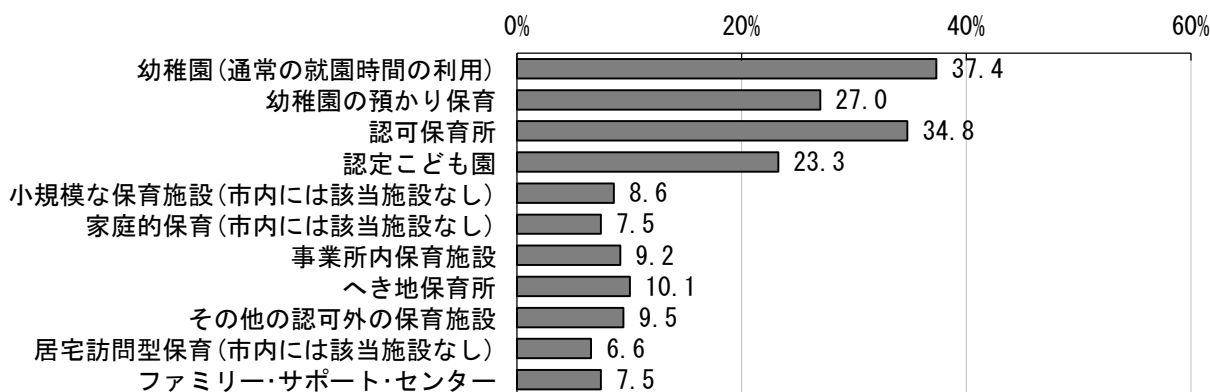
n=348



【今後の利用希望（平日）】

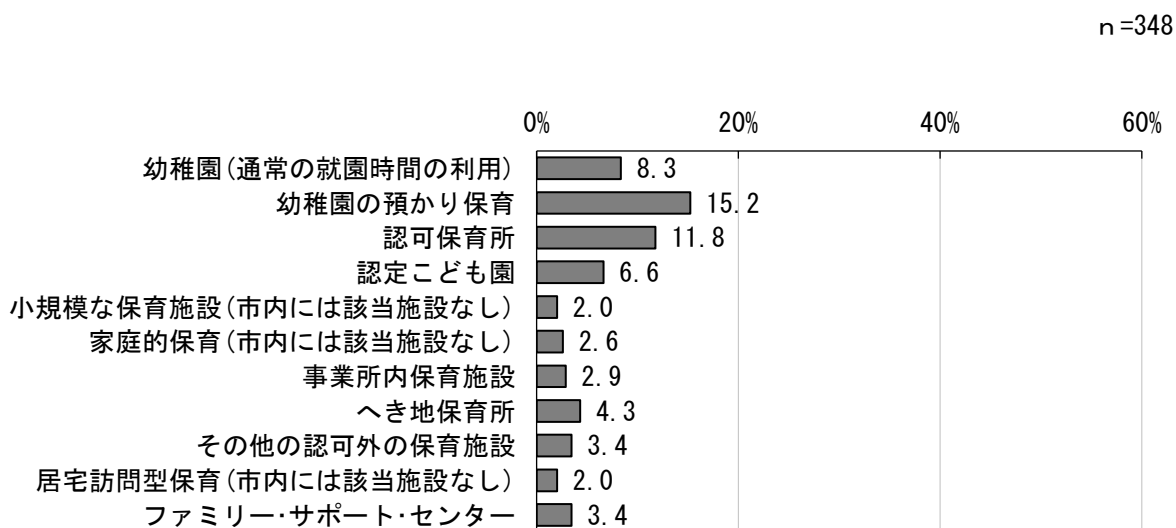
平日にご利用したい事業は、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が37.4%と最も多く、次いで「認可保育所」が34.8%、「幼稚園の預かり保育」が27.0%となっています。

n=348



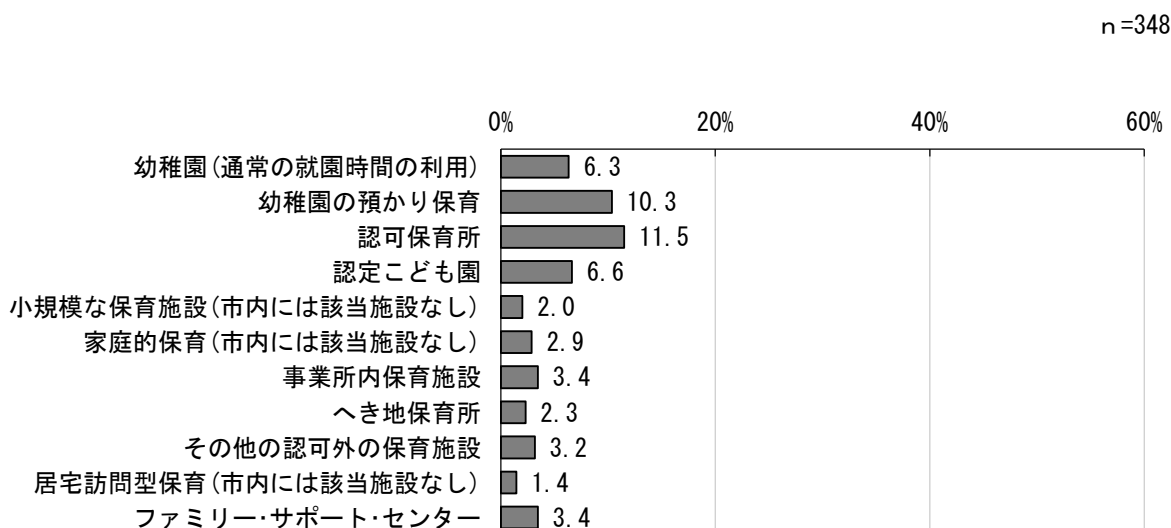
【今後の利用希望（お子さんの長期休暇期間中）】

子どもの長期休暇期間中に利用したい事業は、「幼稚園の預かり保育」が15.2%と最も多く、次いで「認可保育所」が11.8%、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が8.3%となっています。



【今後の利用希望（土曜日）】

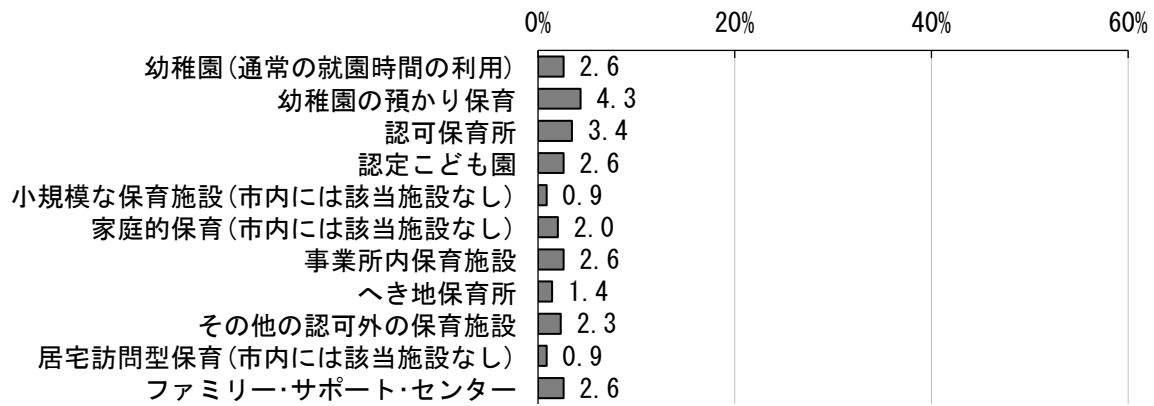
土曜日に利用したい事業は、「認可保育所」が11.5%と最も多く、次いで「幼稚園の預かり保育」が10.3%、「認定こども園」が6.6%となっています。



【今後の利用希望（日曜・祝日）】

日曜・祝日に利用したい事業は、「幼稚園の預かり保育」が4.3%と最も多く、次いで「認可保育所」が3.4%、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」、「認定こども園」、「事業所内保育施設」、「ファミリー・サポート・センター」がそれぞれ2.6%となっています。

n=348

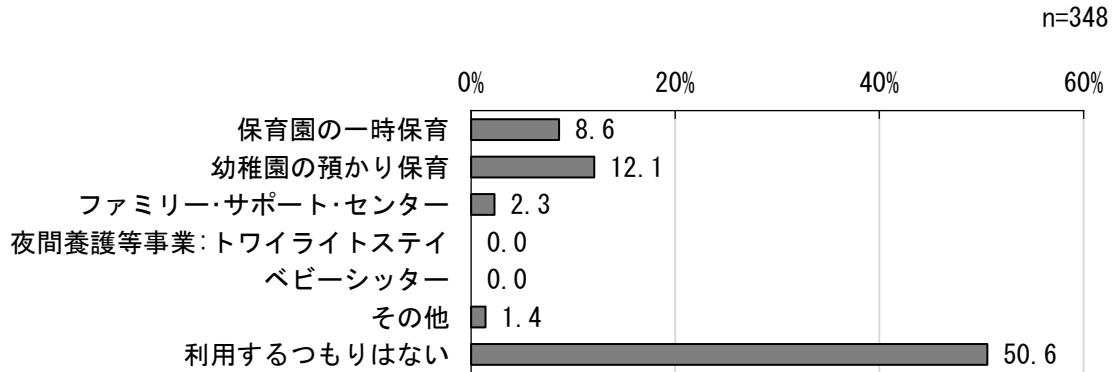


②「不規則な」教育・保育の利用状況について

○「不規則に」利用したい一時預かり事業（複数回答）

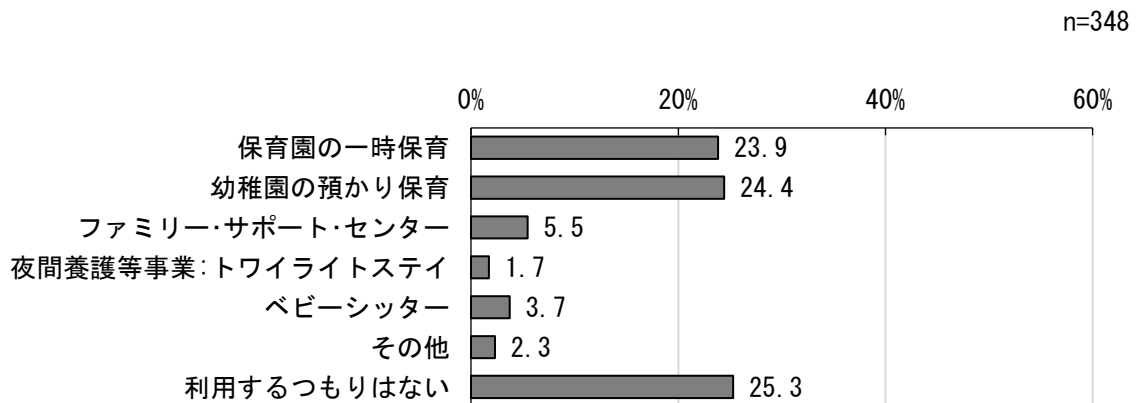
【現在利用している】

不規則に利用したい一時預かり事業は、「利用するつもりはない」が50.6%と最も多く、次いで「幼稚園の預かり保育」が12.1%、「保育園の一時保育」が8.6%となっています。



【今後の利用希望（平日）】

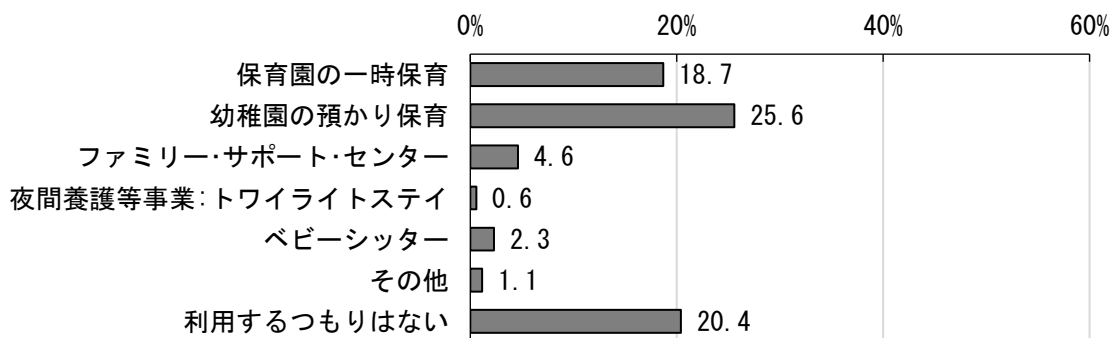
平日に利用したい一時預かり事業は、「利用するつもりはない」が25.3%と最も多く、次いで「幼稚園の預かり保育」が24.4%、「保育園の一時保育」が23.9%となっています。



【今後の利用希望（お子さんの長期休暇期間中）】

子どもの長期休暇期間中に利用したい一時預かり事業は、「幼稚園の預かり保育」が25.6%と最も多く、次いで「利用するつもりはない」が20.4%、「保育園の一時保育」が18.7%となっています。

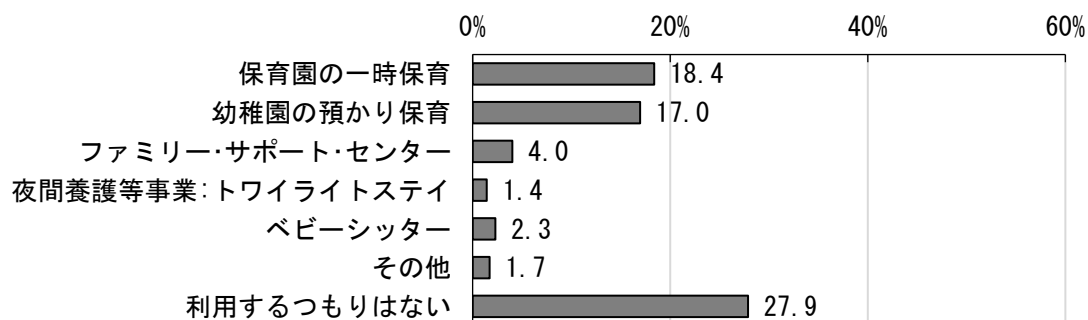
n=348



【今後の利用希望（土曜日）】

土曜日に利用したい一時預かり事業は、「利用するつもりはない」が27.9%と最も多く、次いで「保育園の一時保育」が18.4%、「幼稚園の預かり保育」が17.0%となっています。

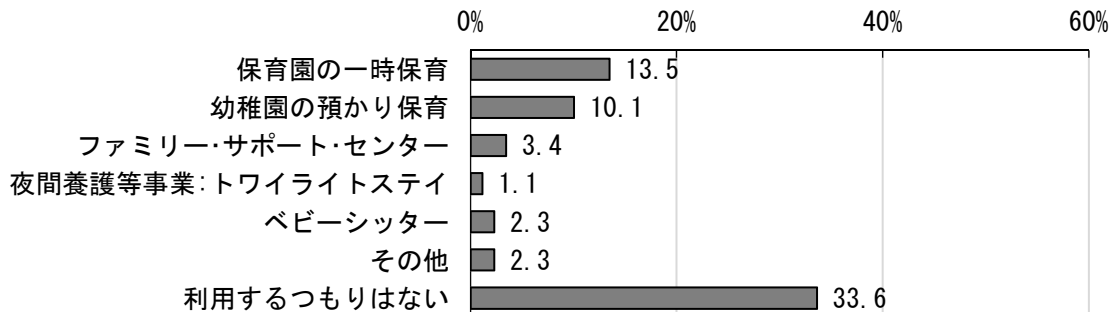
n=348



【今後の利用希望（日曜・祝日）】

日曜・祝日に利用したい一時預かり事業は、「利用するつもりはない」が33.6%と最も多く、次いで「保育園の一時保育」が13.5%、「幼稚園の預かり保育」が10.1%となっています。

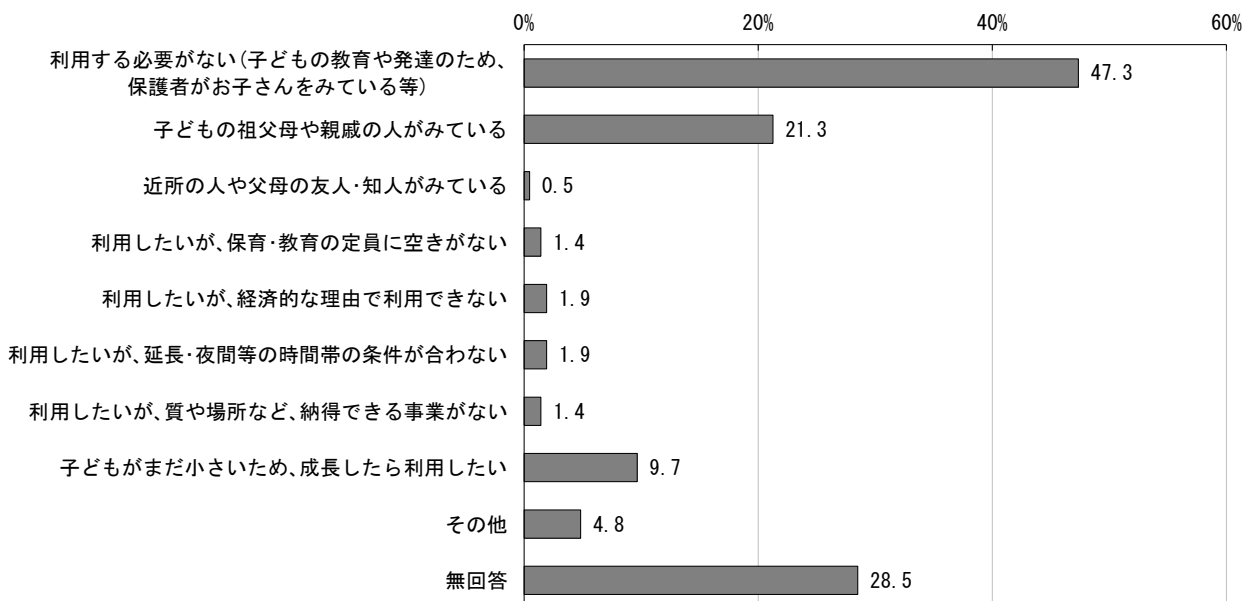
n=348



○一時預かり事業の利用を希望しない理由（複数回答）

一時預かり事業の利用を希望しない理由は、「利用する必要がない(子どもの教育や発達のため、保護者がお子さんをみている等)」が47.3%と最も多く、次いで「子どもの祖父母や親戚の人がみている」が21.3%、「子どもがまだ小さいため、成長したら利用したい」が9.7%となっています。

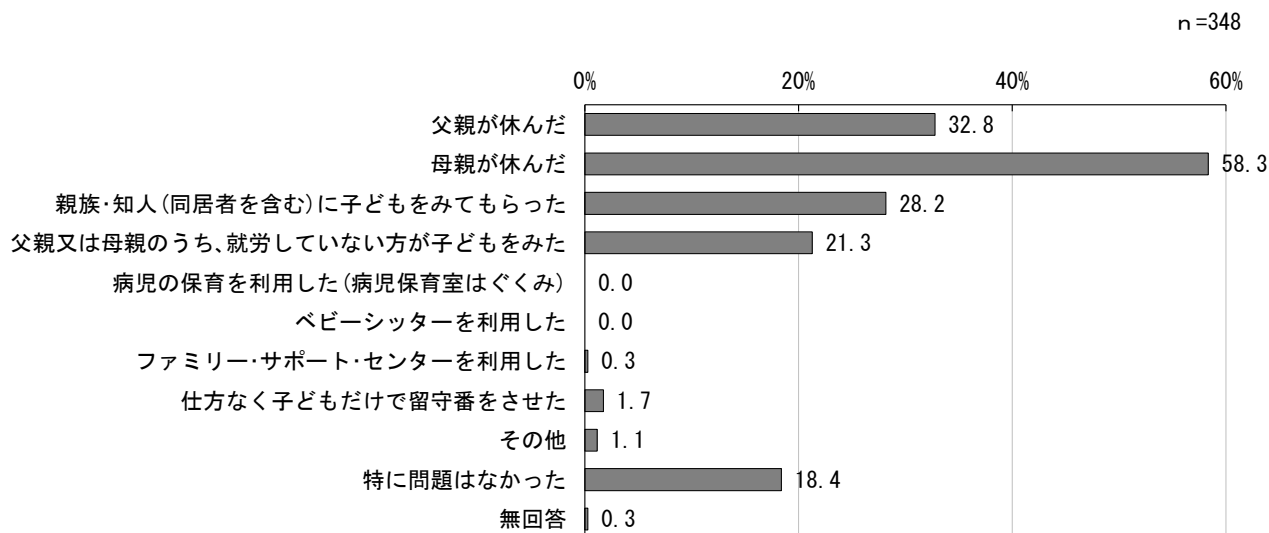
n=207



③病气やけがの際の対応について

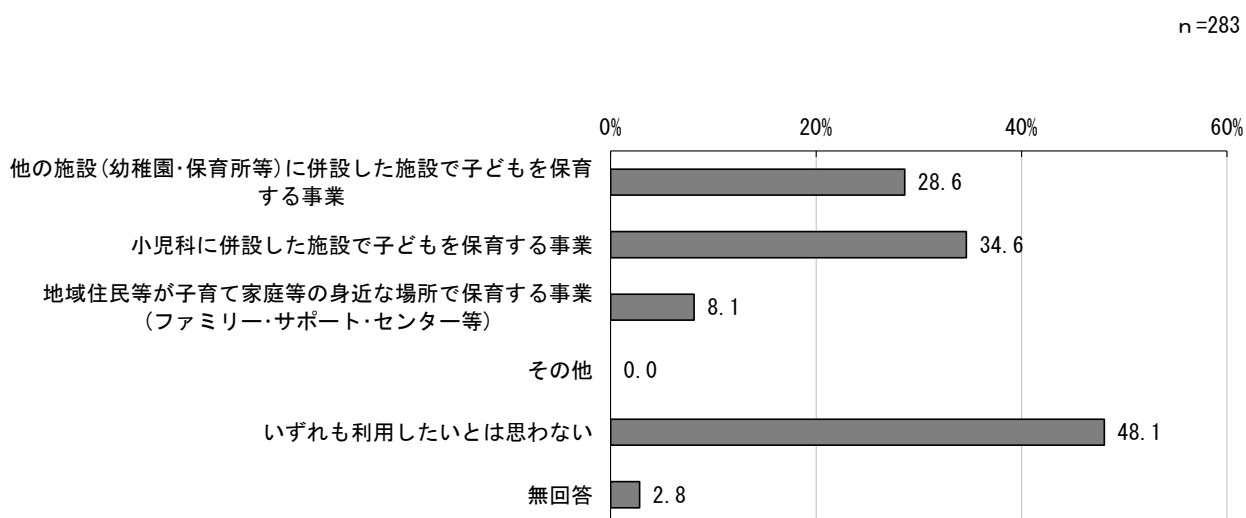
○病児・病後児保育について（複数回答）

子どもが病气やけがで通常の事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法は、「母親が休んだ」が58.3%と最も多く、次いで「父親が休んだ」が32.8%、「親族・知人（同居者を含む）に子どもをみてもらった」が28.2%となっています。



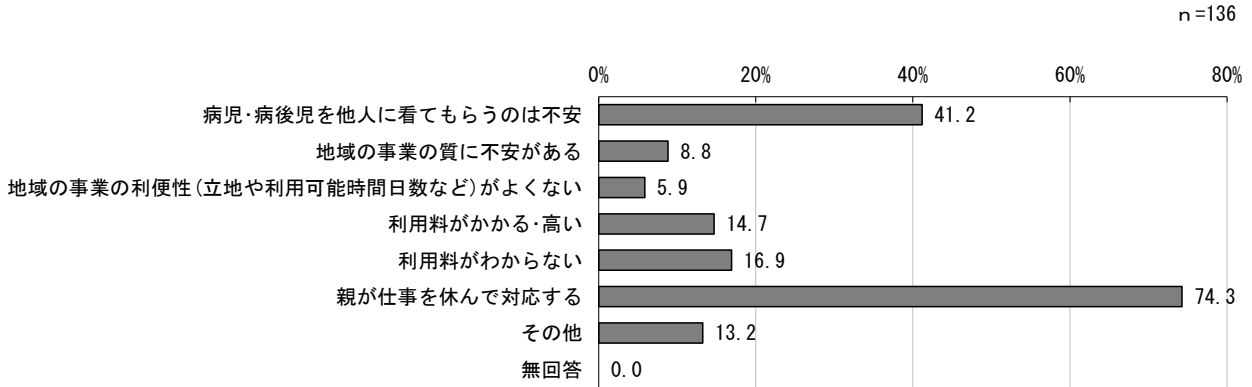
○病児・病後児保育の利用希望（複数回答）

子どもが病气やけがの際、以下の病児・病後児のための保育施設等を今後（も）利用したいかは、「いずれも利用したいとは思わない」が48.1%と最も多く、次いで「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が34.6%、「他の施設（幼稚園・保育所等）に併設した施設で子どもを保育する事業」が28.6%となっています。



○病児・病後児保育を利用したいと思わない理由（複数回答）

病児・病後児保育を利用したいと思わない理由は、「親が仕事を休んで対応する」が74.3%と最も多く、次いで「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が41.2%、「利用料がわからない」が16.9%となっています。

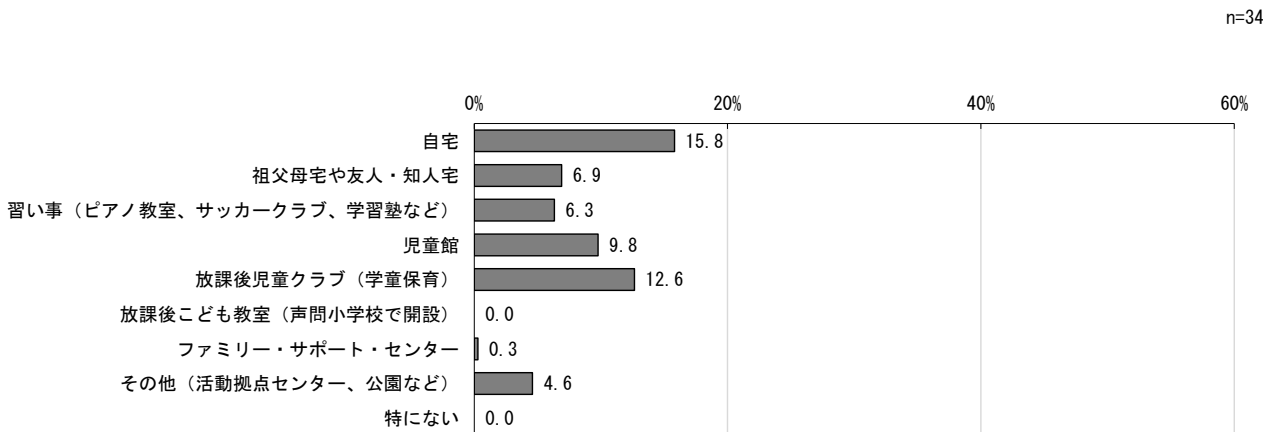


④小学校就学後の放課後の過ごし方について（お子さんが5歳以上である方のみ）

○放課後の過ごし方（複数回答）

【放課後】

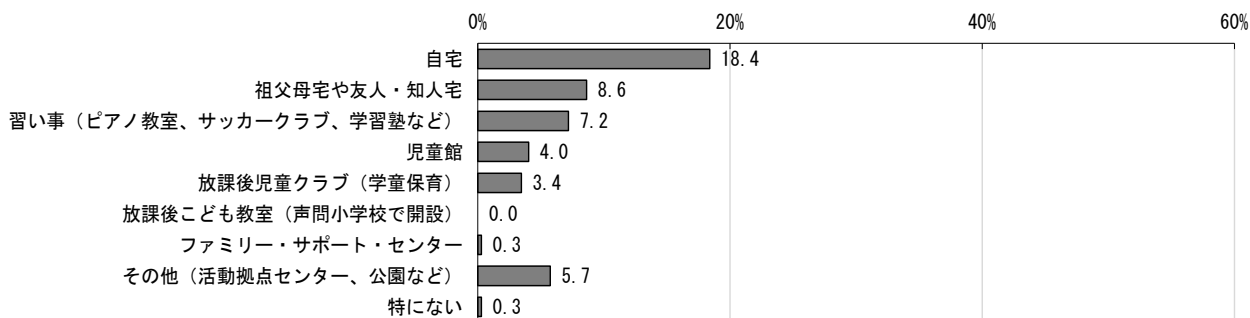
平日の学校終了後（放課後）に過ごさせたい場所は、「自宅」が15.8%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が12.6%、「児童館」が9.8%となっています。



【土曜日】

土曜日に過ごさせたい場所は、「自宅」が18.4%と最も多く、次いで「祖父母宅や友人・知人宅」が8.6%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が7.2%となっています。

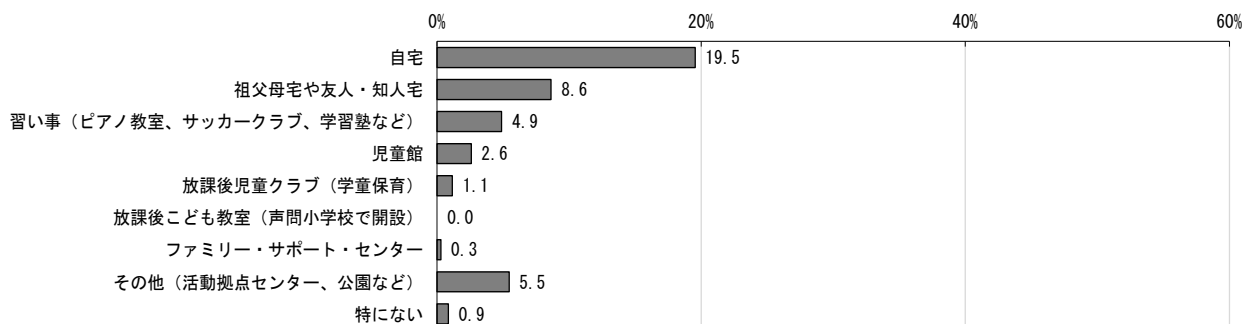
n=348



【日曜・祝日】

日曜・祝日に過ごさせたい場所は、「自宅」が19.5%と最も多く、次いで「祖父母宅や友人・知人宅」が8.6%、「その他（活動拠点センター、公園など）」が5.5%となっています。

n=348

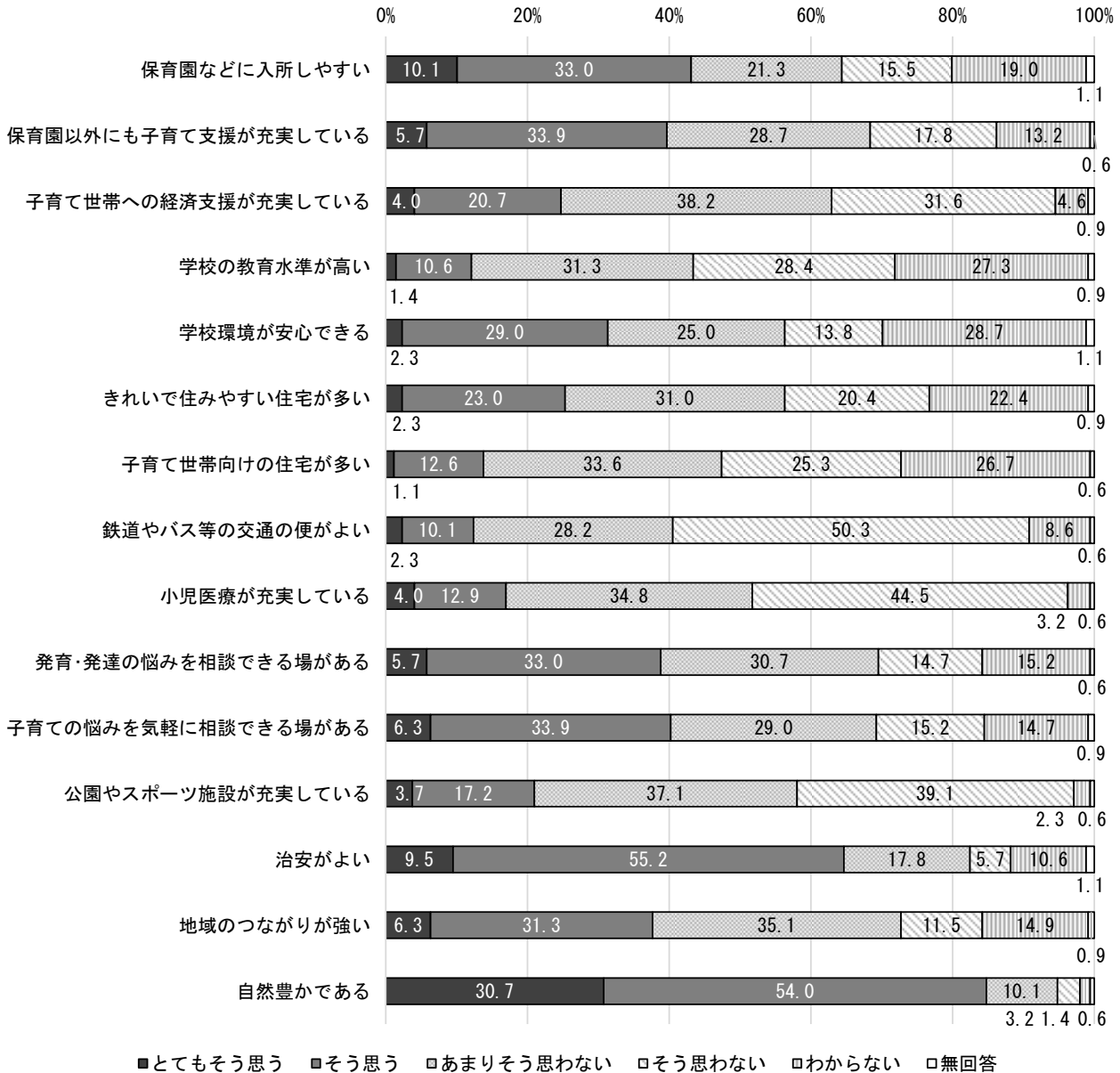


⑤ 稚内市の子育て環境全般への評価や意向

○ 稚内市の子育て環境について

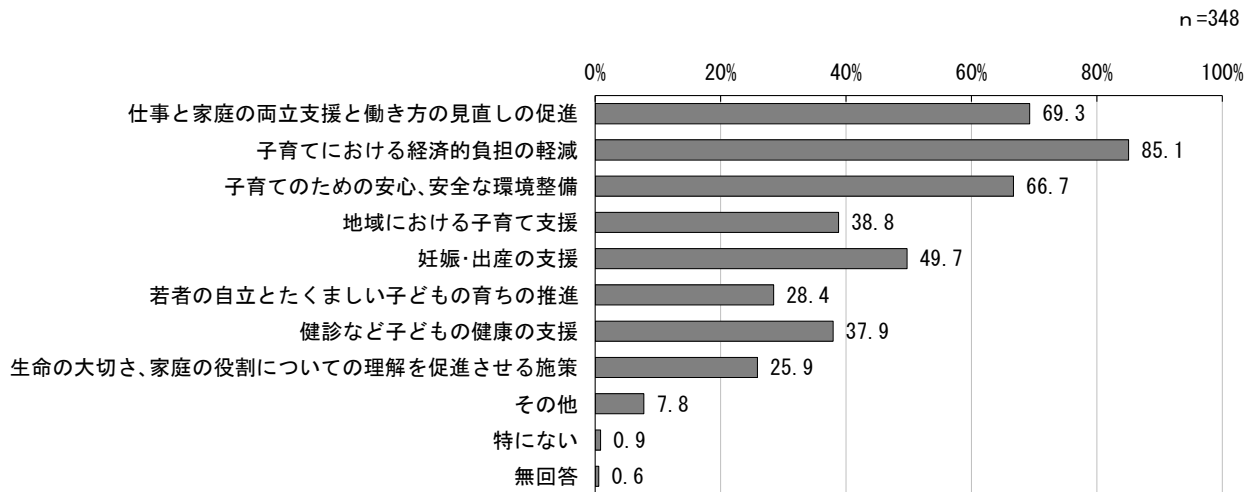
稚内市の子育て環境について、「とてもそう思う」としては、「自然豊かである」が30.7%と最も多く、次いで「保育園などに入所しやすい」が10.1%、「治安がよい」が9.5%となっています。

「そう思わない」としては、「鉄道やバス等の交通の便がよい」が50.3%と最も多く、次いで「小児医療が充実している」が44.5%、「公園やスポーツ施設が充実している」が39.1%となっています。



○望ましい子育て支援施策（複数回答）

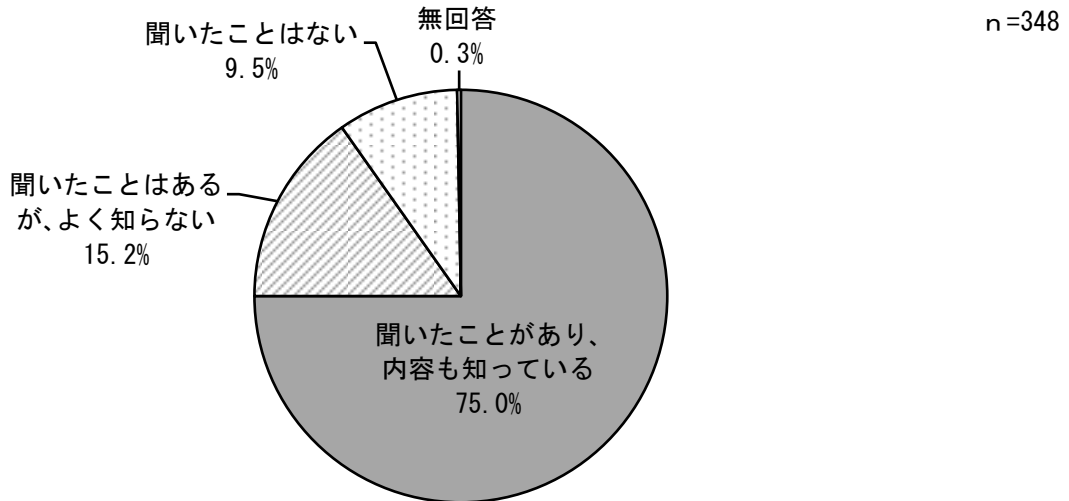
望ましい子育て支援施策は、「子育てにおける経済的負担の軽減」が85.1%と最も多く、次いで「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」が69.3%、「子育てのための安心、安全な環境整備」が66.7%となっています。



⑥ヤングケアラー関係

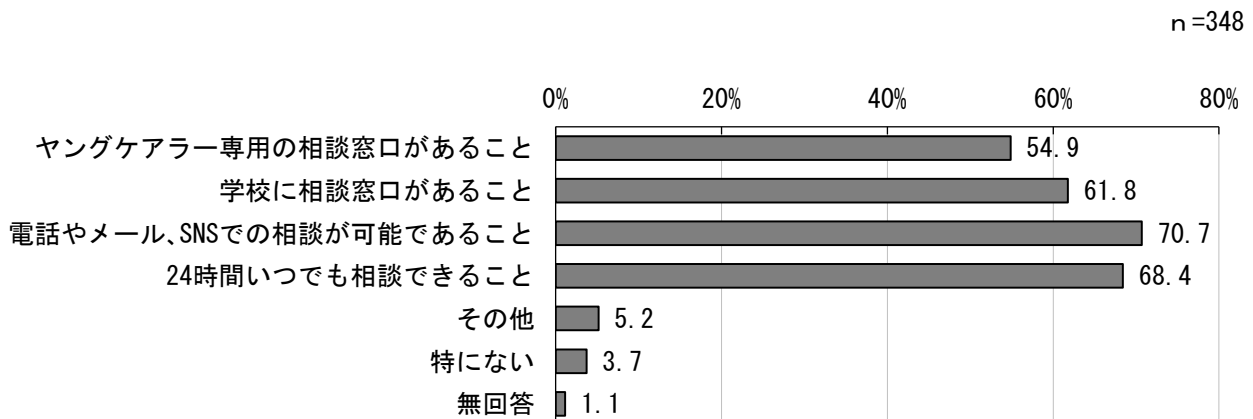
○ヤングケアラーについて

「ヤングケアラー」という言葉を知っているかは、「聞いたことがあり、内容も知っている」が75.0%と最も多く、次いで「聞いたことはあるが、よく知らない」が15.2%、「聞いたことはない」が9.5%となっています。



○ヤングケアラーへの支援として必要なこと（複数回答）

ヤングケアラーに関して、相談しやすい環境づくりとして必要だと思うことは、「電話やメール、SNSでの相談が可能であること」が70.7%と最も多く、次いで「24時間いつでも相談できること」が68.4%、「学校に相談窓口があること」が61.8%となっています。

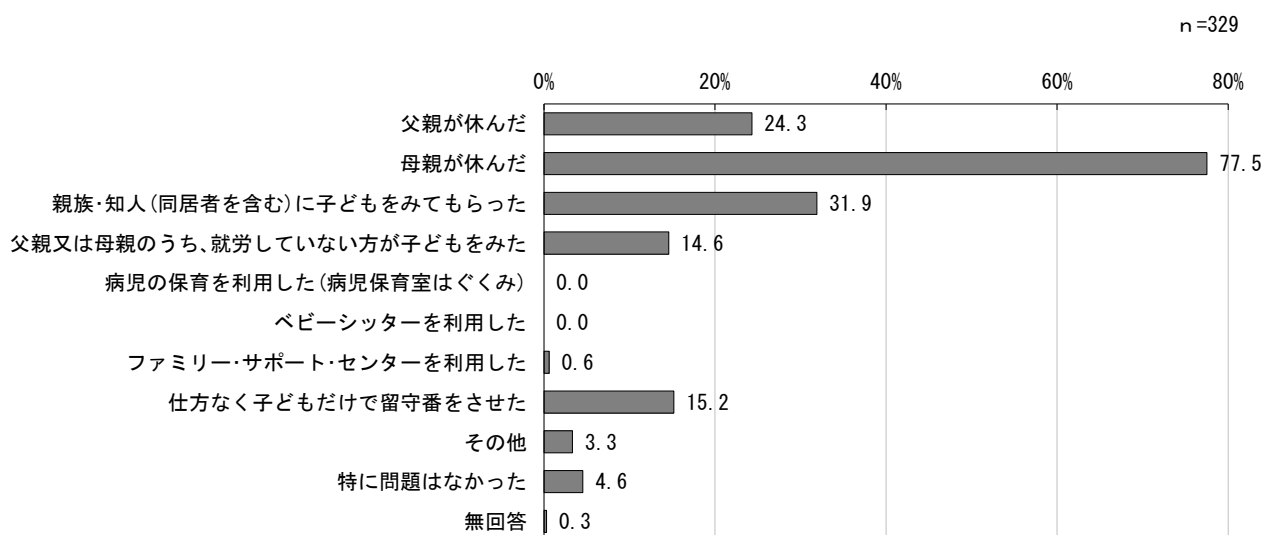


■小学生

①お子さんの病気等の対応について

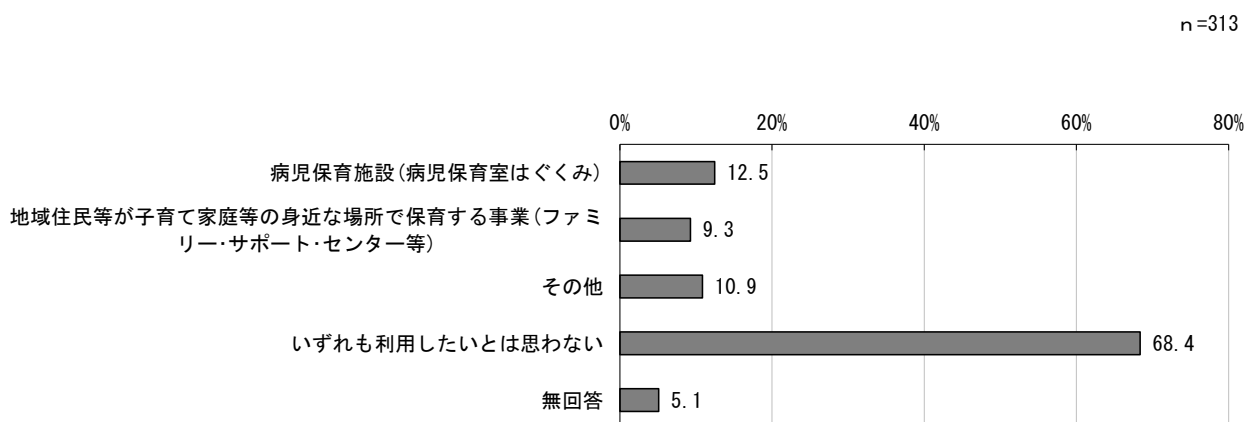
○子どもが病気・病気の回復期等で学校を休んだ場合の対応方法（複数回答）

子どもが、病気やけがで学校をお休みした場合に、この1年間に行った対応方法は、「母親が休んだ」が77.5%と最も多く、次いで「親族・知人(同居者を含む)に子どもをみてもらった」が31.9%、「父親が休んだ」が24.3%となっています。



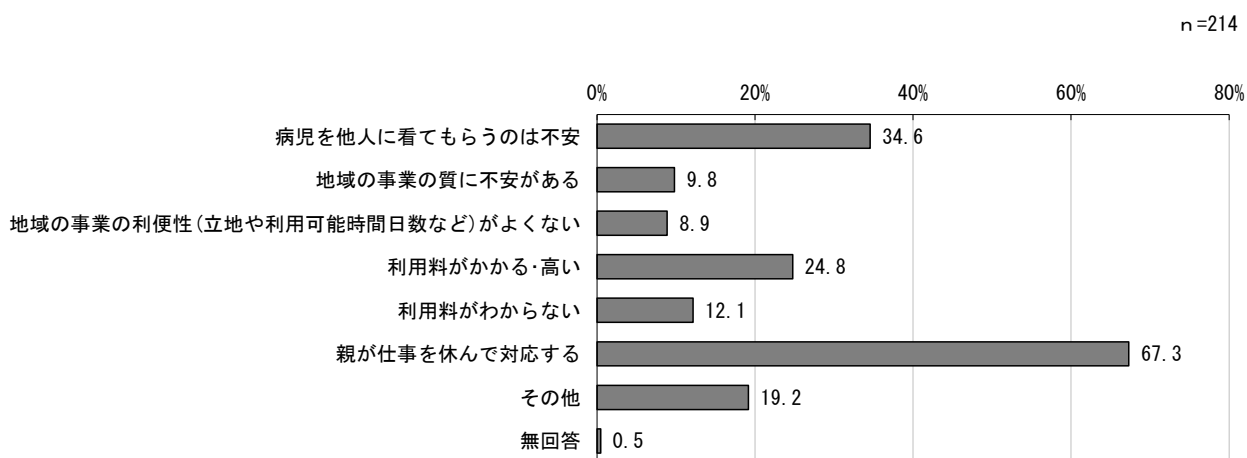
○病児・病後児のための保育施設等の利用意向（複数回答）

子どもが病気やけがの際、利用したい病児・病後児のための保育施設等は、「いずれも利用したいとは思わない」が68.4%と最も多く、次いで「病児保育施設(病児保育室はぐくみ)」が12.5%、「その他」が10.9%となっています。



○病児・病後児のための保育施設等を利用したくない理由（複数回答）

利用したいと思わない理由は、「親が仕事を休んで対応する」が 67.3%と最も多く、次いで「病児を他人に看てもらうのは不安」が 34.6%、「利用料がかかる・高い」が 24.8%となっています。

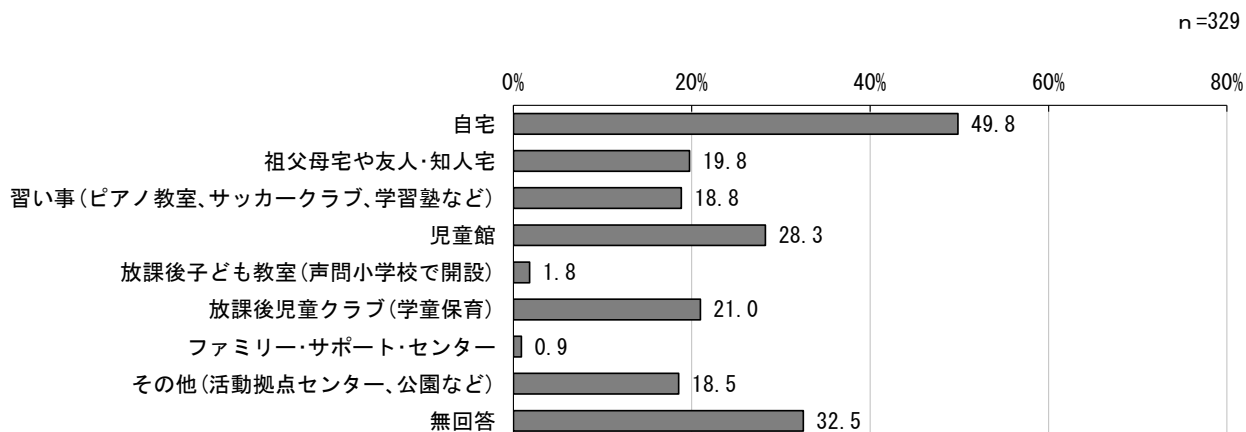


②放課後の過ごし方について

○放課後の時間を過ごさせたい場所（複数回答）

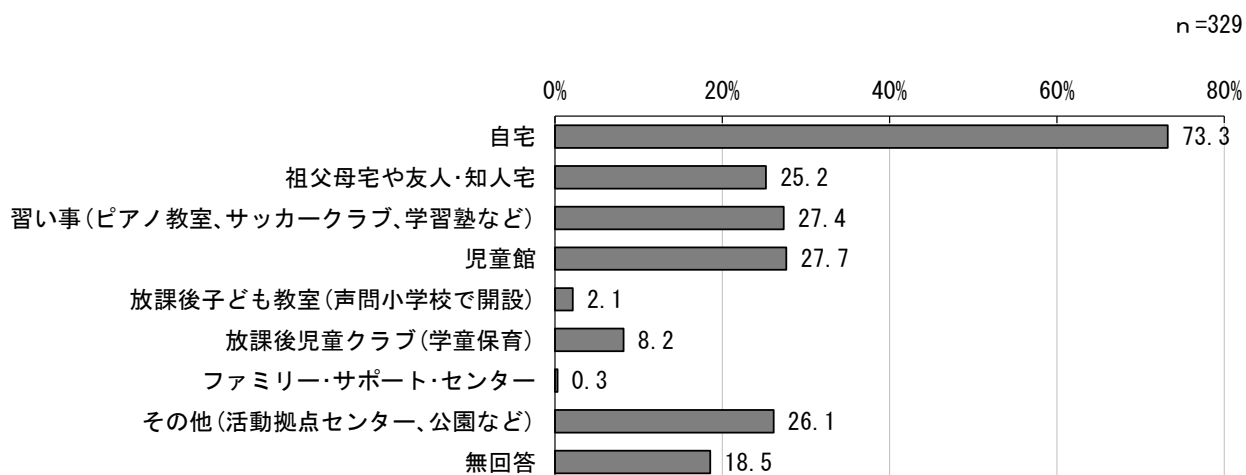
【1～3年生（低学年）】

放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごさせたい場所は、「自宅」が49.8%と最も多く、次いで「児童館」が28.3%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が21.0%となっています。



【4～6年生（高学年）】

放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごさせたい場所は、「自宅」が73.3%と最も多く、次いで「児童館」が27.7%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が27.4%となっています。

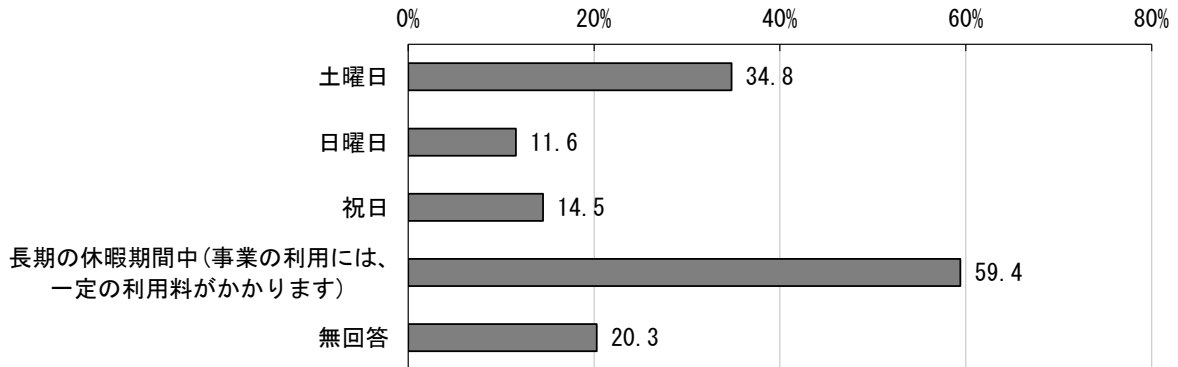


○放課後児童クラブの利用希望の有無（複数回答）

【1～3年生（低学年）】

土曜日、日曜・祝日、長期の休暇期間中に、放課後児童クラブの利用を希望するかは、「長期の休暇期間中（事業の利用には、一定の利用料がかかります）」が59.4%と最も多く、次いで「土曜日」が34.8%、「祝日」が14.5%となっています。

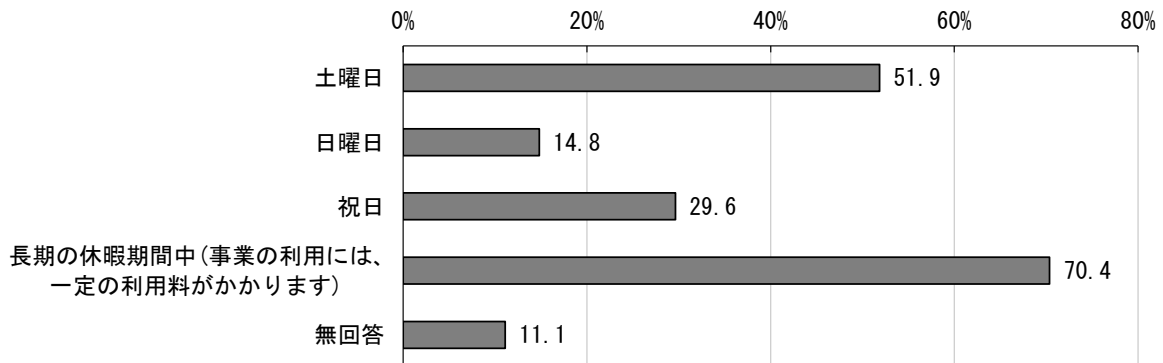
n=69



【4～6年生（高学年）】

土曜日、日曜・祝日、長期の休暇期間中に、放課後児童クラブの利用を希望するかは、「長期の休暇期間中（事業の利用には、一定の利用料がかかります）」が70.4%と最も多く、次いで「土曜日」が51.9%、「祝日」が29.6%となっています。

n=27

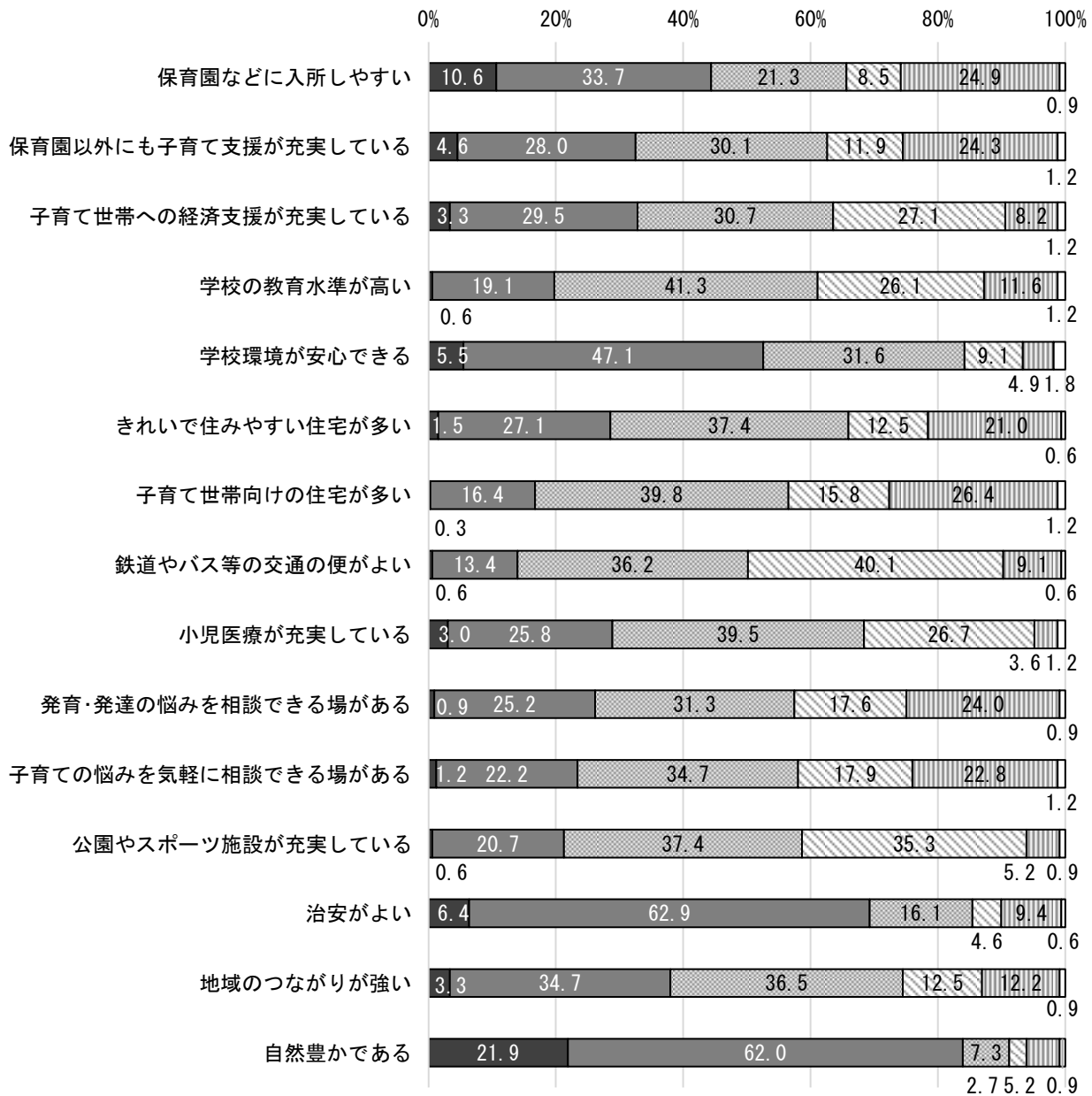


③稚内市の子育て環境全般への評価や意向

○稚内市の子育て環境について

稚内市の子育て環境について感じていることは、「とてもそう思う」としては、「自然豊かである」が21.9%と最も多く、次いで「保育園などに入所しやすい」が10.6%、「治安がよい」が6.4%となっています。

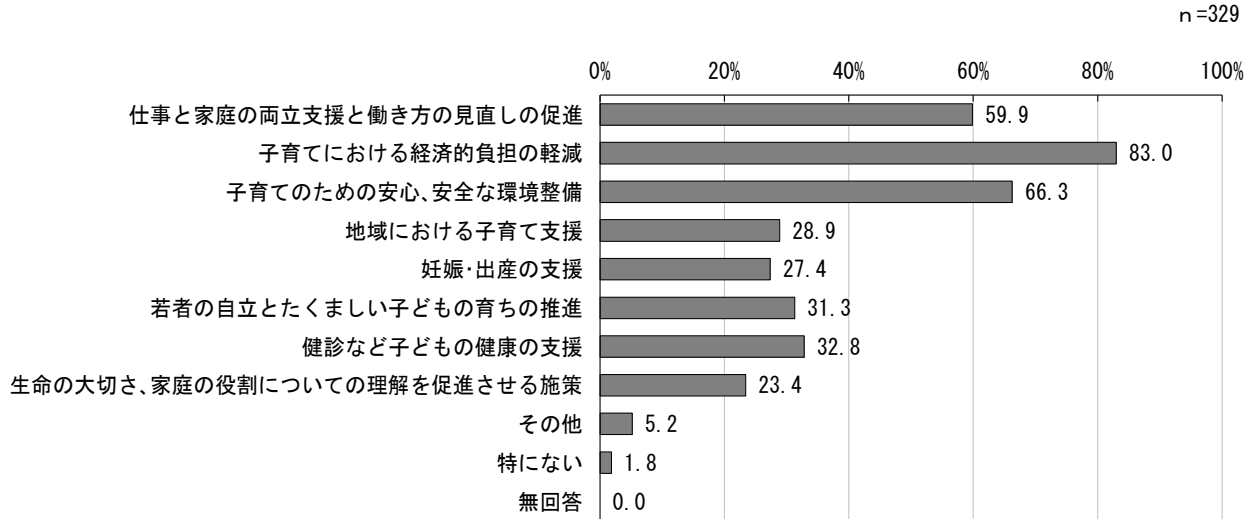
「そう思わない」としては、「鉄道やバス等の交通の便がよい」が40.1%と最も多く、次いで「公園やスポーツ施設が充実している」が35.3%、「子育て世帯への経済支援が充実している」が27.1%となっています。



■とてもそう思う □そう思う □あまりそう思わない □そう思わない □わからない □無回答

○望ましい子育て支援施策（複数回答）

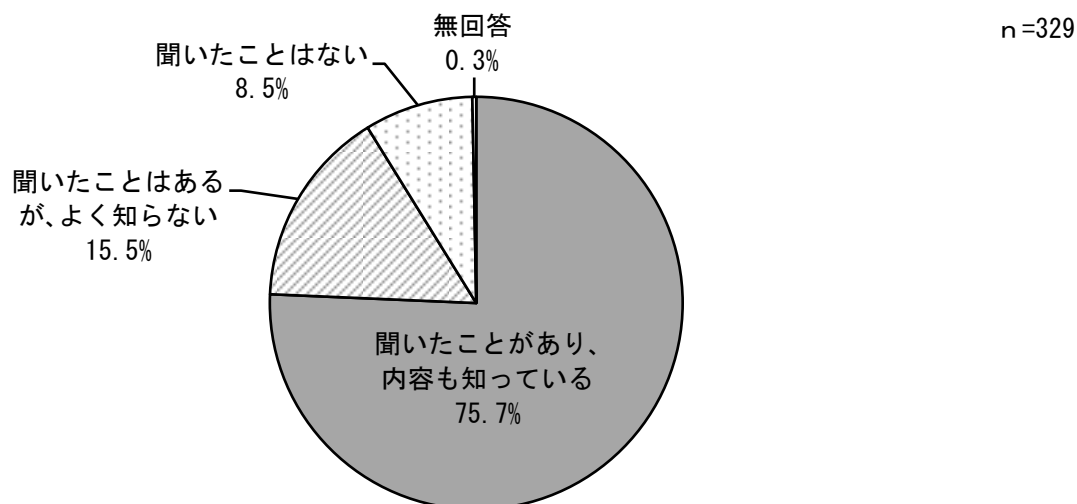
望ましい子育て支援施策は、「子育てにおける経済的負担の軽減」が83.0%と最も多く、次いで「子育てのための安心、安全な環境整備」が66.3%、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」が59.9%となっています。



④ヤングケアラー関係

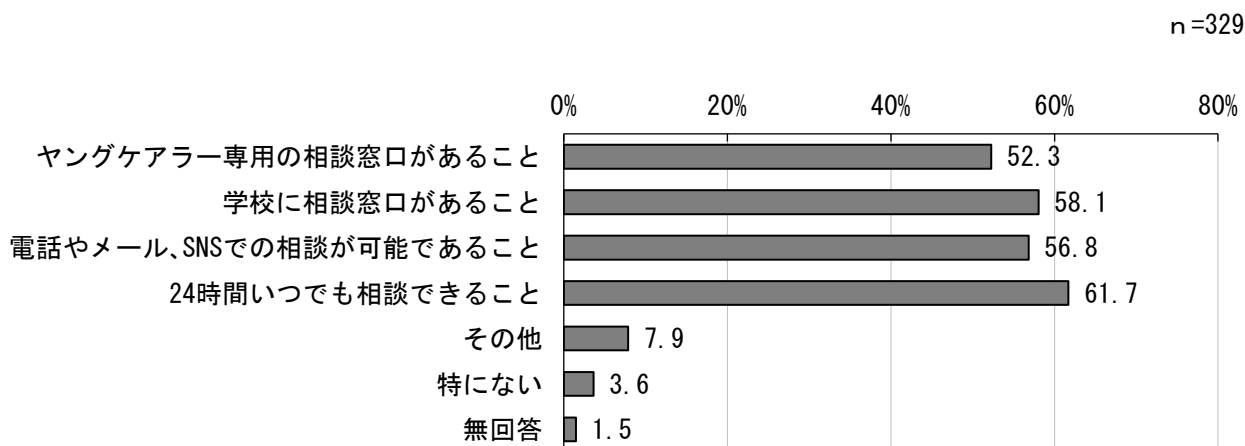
○ヤングケアラーについて

「ヤングケアラー」という言葉を知っているかは、「聞いたことがあり、内容も知っている」が75.7%と最も多く、次いで「聞いたことはあるが、よく知らない」が15.5%、「聞いたことはない」が8.5%となっています。



○ヤングケアラーへの支援として必要なこと（複数回答）

ヤングケアラーに関して、相談しやすい環境づくりとして必要だと思うことは、「24時間いつでも相談できること」が61.7%と最も多く、次いで「学校に相談窓口があること」が58.1%、「電話やメール、SNSでの相談が可能であること」が56.8%となっています。



5 「稚内市子ども・子育て支援事業計画」の実施状況

(1) 教育・保育施設

「稚内市子ども・子育て支援事業計画」(第2期計画)における教育・保育施設の計画と実施状況は次のとおりです。

図表 教育・保育施設の計画と実績

		単位	第2期計画	実績(令和6年4月1日)	
				利用定員	申込児童数
1号認定、2号認定 (3歳以上、幼稚園 等を利用希望)	特定教育・保育施設	人	375	305	246
	確認を受けない幼稚園	人	—	—	—
2号認定 (3歳以上、保育所 等を利用希望)	特定教育・保育施設	人	204	213	206
	認可外保育施設(ハキ地)	人	60	60	43
3号認定 (0歳、保育所等 を利用希望)	特定教育・保育施設	人	53	36	20
	地域型保育事業	人	—	—	—
	認可外保育施設(ハキ地)	人	—	—	—
3号認定 (1・2歳、保育所 等を利用希望)	特定教育・保育施設	人	151	136	115
	地域型保育事業	人	—	—	—
	認可外保育施設(ハキ地)	人	5	10	0

【第2期計画の検証】

1号・2号認定(3歳以上、幼稚園等を利用希望)は、対象年齢人口の減少や保育所への移行により、利用定員の実績が計画を下回っています。また、2号認定(3歳以上、保育所等を利用希望)は、対象年齢人口の減少はありつつも、保護者の就業率の上昇などにより、幼稚園から保育所への移行が増え、ほぼ計画値どおりとなっています。

また、待機児童解消のため第2期計画の確保策としていた、認定こども園の設置、公立保育所の統合を実施し、0～2歳までの利用定員数の枠を広げたことから、3号認定(3歳未満で保育所等を利用希望)については、令和4年度より待機児童は0となり、需要の範囲内で推移しています。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

「稚内市子ども・子育て支援事業計画」(第2期計画)における地域子ども・子育て支援事業の計画と実施状況は次のとおりです。

図表 地域子ども・子育て支援事業の計画と実績

		単位	第2期計画	令和5年度実績
利用者支援事業		か所	1	1
時間外保育事業(延長保育事業)		人	122	111
放課後児童健全育成事業(学童保育)		人	230	179
子育て短期支援事業(ショートステイ)		人日	10	0
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)		人	108	91
養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業		人	76	54
地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)		人回/月	569	489
一時預かり事業(幼稚園における在園児対象型)		人日	18,872	12,037
一時預かり事業 (保育所などにおける一時預かり)	保育所	人日	387	99
	ファミリー・サポート・センター	人日	149	105
病児・病後児保育事業		人日	79	8
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター【就学後】)		人日	69	36
妊婦健診事業		人回	1,914	1,502

【第2期計画の検証】

地域子ども・子育て支援事業は、第2期計画で確保策を検討していた利用者支援事業を令和4年度より実施することとなり、それ以外の事業については、コロナ禍の影響により著しく利用実績の増減があるものも含め、計画値以内で、必要な提供体制は整えています。

放課後児童健全育成事業(学童保育)については、計画期間中、一部学童保育所で当初の定員数を大幅に上回る入所申込みがあったことから、他施設の敷地を借り入れることによって定員数を増やし、定員の弾力的な運用などにより、対応してきました。

病児・病後児保育事業については、コロナ禍により、急激に利用実績が減少し、令和5年度までは著しく利用者数が減少していましたが、令和6年度には数字を戻しつつあります。

6 稚内市の子ども・子育て支援の課題

本市の子どもを取り巻く現状やアンケート調査結果等を踏まえ、本市の子ども・子育てを取り巻く課題を整理しました。

(1) 多様な教育・保育ニーズへの対応と維持

本市では、ここ数年の急激な少子化の進行により、就学前児童数が著しく減少しているにもかかわらず、共働き世帯の数は上昇傾向が続き、保育所への入所者数がおおむね横ばいであることから、保育へのニーズは増加傾向が続くと予想されます。

また、アンケート結果からは、今後の利用したい事業（定期・不定期含めて）では、幼稚園や幼稚園の預かり保育、認可保育所が上位を占めており、幼稚園への入園人数は減少しているものの、保護者の要望の高いものとなっています。教育・保育施設の状況については、今後の需要バランスの推移をみながら、現状の体制を確保・維持できるよう配慮していかなければなりません。

また、子どもの特性に合わせた多様で質の高い教育・保育を提供するためには、新たな担い手を増やすことや職員の資質向上が望まれます。

本市では、国の動向や社会情勢等の変化、地域の課題などに関わる、利用者の多様な教育・保育ニーズを的確に把握し、受入れ体制を整えていく必要があると考えられます。

(2) 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

本市の統計データからみた子どもを取り巻く状況では、ここ数年の出生数の減少以外にも、社会動態による人口の減少、婚姻率の低下などから、若い子育て世代が減っていく一方であることが読み取れます。

アンケート結果から、就学前児童、小学生児童とも、望ましい子育て施策として、「子育てにおける経済的負担の軽減」、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」、「子育てのための安心、安全な環境整備」が上位となっています。現在、国のこども未来戦略「加速化プラン」では、①若い世代の所得向上に向けた取組、②全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、③共働き・共育ての推進、を進めており、本市独自でも子育て世帯への負担軽減や、子育て支援策を打ち出していますが、より子育てをしやすいまちを目指して、行政や地域などが協力し、安心して子どもを産み育てができる環境づくりのための子育て支援施策を進めていくことが求められます。

(3) 困難に直面する子どもや家庭への支援

核家族化や高齢化、働き方の多様化、地域での人間関係の希薄化などにより、子どもを産み育てる環境が大きく変化しており、家庭において、子育ての負担や不安、孤立感が高まることによって、児童虐待など、子どもの心身の健やかな発達の妨げにつながる危険性も高まります。

就学前児童アンケートの中で子育て環境全般への評価や意向として、子育て環境について「発育・発達の悩みを相談できる場がある」「子育ての悩みを気軽に相談できる場がある」に

関し、約4割が「とてもそう思う」「そう思う」となっていますが、保護者がしっかりと子どもと向き合い、ウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）を向上させながら子育てができるよう、行政や地域社会が支援していく必要があります。

今後も、全ての子どもが健やかに幸せに成長できるよう、各々が抱える課題や状況に応じた支援を行っていくことが求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。本市は、全ての子どもが健やかに幸せに育つことのできる地域社会を守るため、これまでの取組や考え方を発展的に踏襲し、本計画の基本理念を以下のように定めます。

**一人ひとりの子どもが、健やかに幸せに育つことのできる地域社会の実現。
未来にすすむ子育て支援、市民ぐるみの「子育て運動」のまち、わっかない。**

本市は、全ての子どもが健やかに成長できる環境づくりを目指し、学校・家庭・地域が一体となって協力し、市民全体で取り組む「子育て運動」を推進してきました。昭和61年には全国で初めて「子育て平和都市宣言」を行い、全国に先駆けて子育て環境の充実を進めてきた実績があります。さらに、平成16年には「ワイワイ子育て・楽しさ支援特区」として構造改革特区の認定を受け、「幼保一元化」の早期推進にも取り組んできました。

これらの取組は、子ども・子育て支援法が掲げる「一人ひとりの個性を尊重し、自己肯定感を育む社会環境の整備」や「地域や社会が保護者と寄り添い、親としての成長を支援すること」という趣旨と一致しています。少子化や核家族化、地域コミュニティの希薄化、保護者の労働環境の変化など、子どもや子育てを取り巻く状況は急速に変化していますが、子どもたちは社会の希望であり、未来を築く存在です。

また、国では、令和5年4月に「こども家庭庁」を発足し、「こども基本法」を施行、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子どもが将来にわたってウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）が保てるよう、様々な子どもに関する取組や政策を打ち出しています。

本市は、「子ども・子育て支援事業計画」を通じて、全ての子どもが平等に健やかで、幸せな成長が保障されることを目指します。また、長年にわたり「子育て運動」に取り組む中で、子育ての負担や不安、孤立感を軽減し、子育てや子どもの成長を喜びや生きがいと感じられるような支援や環境整備に努めてきました。今後も、これまでの取組を更に充実させ、より良い子育て環境の実現に向けて努力を続けていきます。

2 基本的な視点

本計画における基本理念の実現に向けて、子どもの育ちと子育てをめぐる環境を踏まえ、次の3つの視点から子ども・子育て支援の施策と関連施策を総合的に推進します。

【視点1】子どもの育ちを支える

本計画では、子どもの情緒の安定を図り、全ての子どもが健やかに幸せに成長できるよう支援することを基本方針とします。その中で、親や身近な大人との豊かな関わりを通じて、人への信頼感を育み、社会性の基盤となる人格形成を促進します。さらに、子どもたちが自我や自主性を育むことができるような、安心で安全な環境づくりを充実させることに注力します。これにより、子どもたちが生涯にわたり困難を乗り越える力や主体的に生きる力を身につけられるよう、取り組んでいきます。

【視点2】全ての子育て家庭を支える

本市の子育て支援は、保護者の役割を代行するものではなく、保護者が子育ての責任を果たし、子育ての権利を十分に享受できるようサポートすることを基本理念としています。そのためには、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに伴う負担や不安、そして孤立感を軽減することが重要だと考えています。このような支援を通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもに向き合い、子育てができる環境を整え、親として成長を促すことを目指します。そして、子育てや子どもの成長に対して喜びや生きがいを感じられるよう、様々な取組を進めていきます。

【視点3】地域全体で応援する

全ての子どもたちが健やかに幸せに成長できる社会を実現するために、地域全体が一体となって助け合い、支え合う仕組みを強化します。これにより、地域社会全体で子どもの成長と子育てを支える環境を整備し、保護者や家庭だけでなく、地域ぐるみで子どもたちの未来を育む取組を一層充実させていきます。また、子育てに関わる様々なニーズに応えるために、多様な支援体制の連携を強化し、誰もが安心して子育てを行える環境づくりを目指します。

3 施策体系

基本理念	基本的視点	基本目標	基本施策
<p>一人ひとりの子どもが、健やかに幸せに育つことのできる地域社会の実現。 未来にすすむ子育て支援、市民ぐるみの「子育て運動」のまち、わっかない。</p>	<p>1. 子どもの育ちを支える 2. 全ての子育て家庭を支える 3. 地域全体で応援する</p>	<p>■目標1 幼児期の教育・保育の充実</p>	<p>(1) 量の見込み (2) 提供体制の確保と実施時期 (3) 教育・保育の一体的提供の推進 (4) 教育・保育施設の質の向上 (5) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保 (6) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保</p>
		<p>■目標2 子育て支援事業の充実</p>	<p>(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策 (2) 地域子ども・子育て支援事業の充実</p>
		<p>■目標3 特別な支援を必要とする子育て家庭への取組の推進</p>	<p>(1) 児童虐待防止対策の充実 (2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進 (3) 障がい児施策の充実等 (4) 経済的困難を抱える家庭への支援</p>
		<p>■目標4 子どもの健やかな成長に資する環境の整備</p>	<p>(1) 次代の親の育成 (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備 (3) 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上 (4) 子育てを支援する生活環境の整備 (5) 多様な文化をもった子どもと家庭への支援</p>
		<p>■目標5 母子の健康増進の推進</p>	<p>(1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策 (2) 食育の推進 (3) 小児医療の充実</p>
		<p>■目標6 地域ぐるみの子育て支援活動の推進</p>	<p>(1) 地域における子育て支援の充実 (2) 子どもの健全育成 (3) 子どもの安全の確保 (4) 職業生活と家庭生活との両立の推進</p>

第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

【提供区域の設定】

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して、区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示すこととされています。本市では、現状の提供体制や利用状況等を踏まえ、第2期計画と同様に、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業とともに、市内全域を一つの提供区域として設定します。

■目標1 幼児期の教育・保育の充実

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものです。子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育を提供するため、これらの事業を効果的・効率的に実施できるように取り組むとともに、質の充実を図ります。

(1) 量の見込み

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、アンケート調査により把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めています。

本市では、地域の子どもが必要な教育・保育を効果的、効率的に利用できるよう、現在の利用状況及び利用希望を把握し、計画期間内における量の見込みを設定します。

(2) 提供体制の確保と実施時期

教育・保育の利用状況及びアンケート調査により把握した利用希望を踏まえて、就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

① 1号認定、2号認定（3歳以上、幼稚園等を利用希望）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 必要利用定員総数	246人	221人	209人	198人	189人
1号認定	234人	210人	198人	188人	179人
2号認定	12人	11人	11人	10人	10人
2 確保方策	285人	265人	255人	240人	240人
特定教育・保育施設	285人	265人	255人	240人	240人
確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－
過不足（2-1）	39人	44人	46人	42人	51人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育の量の見込み

※確認を受けない幼稚園＝本市が施設型給付の対象となることを確認する施設「幼稚園・認定こども園」に該当しない、私立幼稚園のこと。（私立幼稚園が、新制度の施設型給付を受けるかどうかは各幼稚園の判断に委ねることとなっています。）

【確保方策の内容】

現状に引き続き実施するとともに、状況に応じて定員を調整します。

② 2号認定（3歳以上、保育所等を利用希望）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 必要利用定員総数	249人	245人	231人	221人	211人
2 確保方策	273人	273人	273人	254人	254人
特定教育・保育施設	213人	213人	213人	204人	204人
企業主導型保育施設の地域枠	－	－	－	－	－
認可外保育施設（ハき地）	60人	60人	60人	50人	50人
過不足（2-1）	24人	28人	42人	33人	43人

※必要利用定員総数＝幼児期の保育の量の見込み

※企業主導型保育施設の地域枠＝企業が従業員のために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設のことで、従業員以外の児童を受け入れる地域枠を設けることができます。

【確保方策の内容】

現状に引き続き実施するとともに、状況に応じて定員を調整します。

③3号認定

(ア) (0歳、保育所等を利用希望)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 必要利用定員総数 (保育利用率)	36人 (24.8%)	36人 (25.4%)	36人 (25.7%)	36人 (26.9%)	36人 (26.9%)
2 確保方策	36人	36人	36人	36人	36人
特定教育・保育施設	36人	36人	36人	36人	36人
地域型保育事業	—	—	—	—	—
企業主導型保育施設の 地域枠	—	—	—	—	—
認可外保育施設(ハキ地)	—	—	—	—	—
過不足(2-1)	0人	0人	0人	0人	0人

※必要利用定員総数＝幼児期の保育の量の見込み

※企業主導型保育施設の地域枠＝企業が従業員のために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設のことで、従業員以外の児童を受け入れる地域枠を設けることができます。

【確保方策の内容】

現状に引き続き実施するとともに、必要に応じて認定こども園の整備についても検討していきます。

(イ) (1歳、保育所等を利用希望)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 必要利用定員総数 (保育利用率)	69人 (47.6%)	69人 (49.3%)	69人 (50.4%)	69人 (51.1%)	69人 (53.5%)
2 確保方策	69人	69人	69人	69人	69人
特定教育・保育施設	64人	64人	64人	64人	64人
地域型保育事業	—	—	—	—	—
企業主導型保育施設の 地域枠	—	—	—	—	—
認可外保育施設(ハキ地)	5人	5人	5人	5人	5人
過不足(2-1)	0人	0人	0人	0人	0人

※必要利用定員総数＝幼児期の保育の量の見込み

※企業主導型保育施設の地域枠＝企業が従業員のために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設のことで、従業員以外の児童を受け入れる地域枠を設けることができます。

【確保方策の内容】

現状に引き続き実施するとともに、必要に応じて認定こども園の整備についても検討していきます。

(ウ) (2歳、保育所等を利用希望)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 必要利用定員総数 (保育利用率)	77人 (55.8%)	77人 (53.5%)	77人 (55.4%)	77人 (56.6%)	77人 (57.5%)
2 確保方策	77人	77人	77人	77人	77人
特定教育・保育施設	72人	72人	72人	72人	72人
地域型保育事業	－	－	－	－	－
企業主導型保育施設の 地域枠	－	－	－	－	－
認可外保育施設(へき地)	5人	5人	5人	5人	5人
過不足(2-1)	0人	0人	0人	0人	0人

※必要利用定員総数＝幼児期の保育の量の見込み

※企業主導型保育施設の地域枠＝企業が従業員のために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設のことで、従業員以外の児童を受け入れる地域枠を設けることができます。

【確保方策の内容】

現状に引き続き実施するとともに、必要に応じて認定こども園の整備についても検討していきます。

(3) 教育・保育の一体的提供の推進(認定こども園について)

国の方針では、教育・保育の一体的な提供を推進する際、単なる施設の統廃合や保護者の就労支援だけでなく、教育・保育の視点や子どもの成長を重視した取組が求められています。そのため、教育・保育機能の強化(ソフト面の整備)と施設環境の整備(ハード面の整備)を一体的に進めることが重要とされています。

幼児期の教育・保育は、生涯を通じた人格形成の基盤となる非常に重要な役割を果たします。このため、子どもの最善の利益を最優先に考えながら、質の高い教育・保育を提供することが必要です。また、保護者や地域全体の子育て力を向上させるための支援も実施します。特に、幼稚園や保育所が認定こども園へ移行する場合や新たに設置される場合には、受入れ体制の構築をしっかりと行います。

(4) 教育・保育施設の質の向上

子どもたちに質の高い教育や保育、そして子育て支援を提供するためには、施設や設備等の環境を整えることに加え、幼稚園教諭や保育士といった子どもの成長を支える専門職の高い専門性と豊富な経験が欠かせません。そのため、研修等を通じてこれらの専門性を更に高めていくことが求められます。

全ての子どもが健やかに幸せに成長できるよう、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し続けることが重要であることから、新規の職員採用等も含めて、人材の確保・育成に努めます。

(5) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、引き続き休業中の保護者に対して情報提供や相談支援を行い、休業満了時から利用できる体制を整えます。

(6) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、対象となる保護者は、市町村から「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。本市では、施設等利用給付の申請手続において、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、適切な給付を行うため、市内の教育・保育施設等と連携し適切な方法により給付を行っています。また、給付が公正かつ適正に行われるよう取り組んでいます。

さらに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、北海道に対し、施設等の所在・運営状況・監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、北海道との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

■目標2 子育て支援事業の充実

保育所等における定期的な保育の利用以外に、多様化する子育てニーズに対応するため、また、子育てをする家族の不安や負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりのため、子育て支援事業の充実を図ります。

(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

地域子ども・子育て支援事業の充実を図るため、量の見込みを定め、提供体制の確保策と実施時期を設定します。

①利用者支援事業

子どもや保護者が教育・保育施設及び地域子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	基本型・特定型	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	こども家庭センター型 (旧母子保健型)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	基本型・特定型	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	こども家庭センター型 (旧母子保健型)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【確保方策の内容】

こども家庭センターの設置に合わせて、「母子保健型」から「こども家庭センター型」の移行に向けて検討します。「こども家庭センター型」は、妊産婦及び乳幼児への包括的な支援及び全ての子どもと家庭に対して虐待予防や個々に応じた支援など、切れ間なく対応するものです。

②時間外保育事業（延長保育事業）

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育の時間を超えて、最長で午後7時まで保育を実施する事業です。

[対象年齢]0～5歳（乳幼児）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	86人	81人	76人	73人	69人
確保方策	86人	81人	76人	73人	69人

【確保方策の内容】

現状に引き続き実施します。

③放課後児童健全育成事業（学童保育）

共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

[対象年齢] 6～11歳（小学生）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 量の見込み	178人	167人	158人	153人	144人
1年生	62人	58人	55人	53人	50人
2年生	54人	51人	48人	46人	44人
3年生	35人	33人	31人	30人	28人
4年生	15人	14人	13人	13人	12人
5年生	9人	8人	8人	8人	7人
6年生	3人	3人	3人	3人	3人
2 確保方策	225人	225人	225人	225人	225人
低学年	195人	195人	195人	195人	195人
高学年	30人	30人	30人	30人	30人
過不足（2-1）	47人	58人	67人	72人	81人

【確保方策の内容】

一部の学童保育所で長期休業中に、一時的に入所定員を超える状況はありますが、登園児童数の推移をみながら、定員の弾力化の実施や、小学校の余裕教室など既存の公共施設を有効活用した提供体制の拡大を図るなど、ニーズに合わせて充足できるよう随時検討します。

④子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の病気や出産、家族の介護、育児疲れ等により、家庭において一時的に児童の養育が困難になった場合、市が委託する里親等において子どもを一定期間（原則として7日間以内）養育する事業です。

[対象年齢] 0～11歳（乳幼児～小学生）

[単位] 延べ利用者数（年間）人日／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10人日	10人日	10人日	10人日	10人日
確保方策	10人日	10人日	10人日	10人日	10人日

【確保方策の内容】

引き続き体制を維持するとともに、事業の提供が必要であると認められる場合、利用を推奨し、利用ができるよう支援します。

⑤乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師等が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握を行い、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供につなげるものであり、この訪問を通じて、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐことにより、子育て家庭の孤立化を防ぐことを目指す事業です。

【対象年齢】0歳（乳児）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	87人	82人	77人	74人	70人
確保方策	【実施機関】 稚内市健康づくり課				

【確保方策の内容】

現状に引き続き実施します。

⑥養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師や保育士等が、訪問等により養育に関する指導、助言及び家庭への育児に関する援助等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。

また、より適切な保護や支援につなげる事業として、要保護児童対策地域協議会において、関係機関が情報の交換や協議等を行います。

【対象者】 要保護児童、要支援児童、特定妊婦（注）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	50人	47人	44人	42人	40人
確保方策	【実施機関】 稚内市健康づくり課、稚内市こども課				

【確保方策の内容】

引き続き、事業の提供が必要であると認められる場合、提供を行います。

（注）

要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童
 要支援児童：乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
 特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

⑦地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、就学前までの児童がいる親と子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

[対象年齢] 0～5歳（乳幼児）

[単位] 延べ利用者数（月）人回／月

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		443人回	417人回	393人回	375人回	358人回
確保方策	実施箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	利用者数	443人回	417人回	393人回	375人回	358人回

【確保方策の内容】

現状に引き続き実施します。

⑧一時預かり事業（幼稚園、保育所、ファミリー・サポート・センター等による預かり【就学前】）

保護者の一時的な就労や求職活動、疾病等により一時的に家庭での保育が困難な場合に、幼稚園や保育所などで保育する事業です。

[対象年齢] (ア) 幼稚園型（幼稚園における在園児対象型） 満3～5歳

(イ) 保育所等における一時預かり 0～5歳（乳幼児）

[単位] 延べ利用者数（年間）人日／年

（ア）幼稚園における在園児対象型

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		12,341人日	11,625人日	10,951人日	10,452人日	9,965人日
確保方策		12,341人日	11,625人日	10,951人日	10,452人日	9,965人日

【確保方策の内容】

現状に引き続き実施します。

(イ) 保育所などにおける一時預かり

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	306 人日	289 人日	272 人日	259 人日	247 人日
保育所	249 人日	235 人日	221 人日	211 人日	201 人日
ファミリー・サポート・センター	57 人日	54 人日	51 人日	48 人日	46 人日
確保方策	306 人日	289 人日	272 人日	259 人日	247 人日
保育所	249 人日	235 人日	221 人日	211 人日	201 人日
ファミリー・サポート・センター	57 人日	54 人日	51 人日	48 人日	46 人日

【確保方策の内容】

現状に引き続き実施します。

⑨病児・病後児保育事業

保育が必要な乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に、病院等の医療機関や保育施設に付設の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業です。

[対象年齢] 0～11 歳（乳幼児～小学生）

[単位] 延べ利用者数（年間）人日／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	50 人日	48 人日	46 人日	44 人日	42 人日
確保方策	50 人日	48 人日	46 人日	44 人日	42 人日

【確保方策の内容】

引き続き体制を維持するとともに、利用を勧奨します。

⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター【就学後】）

子育ての手助けがほしい人（おねがい会員）、子育てのお手伝いをしたい人（まかせて会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行う事業です。

[対象年齢] 6～11歳（小学生）

[単位] 延べ利用者数（年間）人日／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	62人日	58人日	56人日	52人日	50人日
確保方策	62人日	58人日	56人日	52人日	50人日

【確保方策の内容】

現状に引き続き実施します。

⑪妊婦健診事業

妊婦と胎児の健康状態などを定期的に確認するため、妊婦健康診査（16回まで）の一部を公費負担する事業です。

[単位] 延べ利用回数（年間）人回／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,449人回	1,365人回	1,286人回	1,227人回	1,170人回
確保方策	【実施機関】 稚内市健康づくり課				

【確保方策の内容】

現状に引き続き実施します。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得の状況等を勘案して、教育・保育施設の通園に必要となる「実費徴収に係る費用」の全部又は一部を助成する事業です。

【確保方策の内容】

国や北海道の動向を踏まえ、今後の事業実施について検討します。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【確保方策の内容】

引き続き地域ニーズの把握に努め、必要であれば、新規参入者が円滑に事業を実施できるよう支援を行います。

⑭妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談等を行い、心身の状況や置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供や相談等の援助を行う事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	360人日	339人日	319人日	305人日	291人日
確保方策	360人日	339人日	319人日	305人日	291人日

【確保方策の内容】

現状に引き続き、妊娠届出時、妊娠中期、赤ちゃん訪問などの母子保健事業の機会を活用し、全ての妊産婦等を対象に面談を実施することで、提供体制を確保します。

⑮乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所に入所していない満3歳未満の乳幼児に、適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者との面談により乳幼児や保護者の心身の状況及び養育環境の把握、保護者への子育てに関する情報提供、助言等の援助を行う事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	未実施	226人日	220人日	215人日	210人日
確保方策	未実施	226人日	220人日	215人日	210人日

【確保方策の内容】

令和8年度の事業実施に向けて提供体制を確保します。

⑯産後ケア事業

産後ケアを必要とする出産後1年以内の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を行う事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10人日	9人日	9人日	8人日	8人日
確保方策	10人日	9人日	9人日	8人日	8人日

【確保方策の内容】

現状に引き続き、宿泊・訪問などでサポートが受けられるよう、提供体制を確保します。

⑰子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む。）として訪問し、子育てに関する情報提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。

【確保方策の内容】

国や北海道の動向を踏まえ、今後の事業実施について検討します。

⑱児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

生育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象として、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに、児童や保護者への相談等を行う事業です。

【確保方策の内容】

国や北海道の動向を踏まえ、今後の事業実施について検討します。

⑲親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象として、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う事業です。

【確保方策の内容】

国や北海道の動向を踏まえ、今後の事業実施について検討します。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の充実

乳幼児期の発達が連続性を持つことや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基盤として重要であることを十分に踏まえ、地域子ども・子育て支援事業においては量的な充実だけでなく質的な向上にも取り組みます。

そのため、幼稚園、保育所、認定こども園などの教育・保育施設と地域子ども・子育て支援事業との連携を強化し、子どもを安心して産み育てることができる環境の整備を進めます。

第5章 各施策の展開

■目標3 特別な支援を必要とする子育て家庭への取組の推進

児童虐待の早期発見・早期対応、ひとり親家庭の自立に向けた支援、さらには心身に障がいや疾病を持つ子ども、子育てに不安を感じる親、生活困窮など、様々な困難を抱える家庭に必要な支援を行い、全ての子どもが夢と希望を持ち成長できる環境づくりに努めます。

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の早期発見と迅速な対応、子どもや妊産婦の福祉に関する支援業務を一元的に行うため、こども家庭センターの設置を検討します。

また、引き続き、子育て世代包括支援センターや利用者支援事業などと連携し、地域全体で切れ目のない子育て支援を展開することで、虐待の予防に取り組みます。児童相談所の権限や専門性が必要な場合は、関係機関が連携を強化して迅速に対応するとともに、情報を緊密に共有し、きめ細やかな支援の推進と再発防止に努めます。虐待を未然に防ぐため、市民や地域への意識啓発を行い、保健・医療・福祉・教育及び警察等のネットワーク体制を強化し、児童虐待の防止に取り組みます。

(ア) 子どもの権利擁護

体罰や暴力が子どもに与える影響を周知し、体罰等によらない子育てを推進するため、子育て世代包括支援センターや乳幼児健診、地域子育て支援拠点事業、保育所、学校等の場を活用し、体罰等によらない子育ての重要性について普及啓発活動に取り組みます。

また、近年取り沙汰されているヤングケアラーに関して、子どもたちが、自分はヤングケアラーかもしれない、と気づくことを促すため、子ども自身や支援を行う大人に対し知る機会を提供するとともに、実態の把握に努めます。実際にそのような状況が把握された場合には、学校や関係機関と情報共有しながら、適切な支援につなげるよう連携を図っていきます。

(イ) 児童虐待の発生予防、早期発見

児童虐待の防止と早期発見を目的に、健康診査や保健指導、乳児家庭全戸訪問事業を通じて、妊娠・出産・育児期において支援が必要な家庭を早期に把握し、特に支援が必要と判断される場合は、適切な支援につなげます。

今後、こども家庭センターの設置を検討するとともに、児童福祉や母子保健の関連部署が連携し、地域子育て支援センター等を含めた相談窓口を広く周知することで、誰もが相談しやすい環境の充実に努めます。支援を必要とする妊婦や子どもを発見した際には、関係機関との情報共有を行い、迅速な対応に努めます。

(ウ) 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

乳幼児を対象とする保健や福祉サービスを利用していない家庭や、必要な届出を行わずに頻繁に転出入を繰り返す家庭等、居住実態が把握できない家庭については、虐待リスクが高いと判断し、要保護児童対策地域協議会において関係機関との情報共有、必要な支援や対応について検討を行います。

さらに、一時保護の実施が適当と判断される場合や、専門的な対応、権限を必要とするケースでは、児童相談所へ支援を要請し、児童虐待による重大な事態の発生を防ぐよう取り組みます。

(2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

母子家庭や父子家庭の自立を支援するため、「母子家庭等対策総合支援事業」や保育所・学童保育所の入所における特別な配慮など、継続的に行います。また、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」及びそれに基づく国の基本方針、さらに「北海道母子及び父子並びに寡婦に対する自立促進計画」（令和7年度より「北海道こども計画」に内包）に基づき、包括的な自立支援を進めていきます。就業支援に関しては、公共職業安定所などの関係機関と十分に連携し、効果的な支援を行うことで、家庭の自立を後押しします。

(3) 障がい児施策の充実等

障がいのある子どもたちが、その特性に応じて可能性を最大限に伸ばし、自立して社会に参加できる力を育むためには「インクルーシブ教育」の推進が重要です。そのため、障がいのある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

また、児童発達支援センターと同等の機能を有する体制を整備し、保育所等訪問支援を実施することで、幼稚園教諭や保育士など支援に関わる職員の専門性を高めます。

あわせて、障がいのある子どもや発達の特性により困難を抱える子どもを早期に発見し、適切な支援につなげることが、その後の子どもの成長・発達を促すことにつながるため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診、学校における健康診断等の実施を推進し、必要に応じて適切な支援につなげます。

(4) 経済的困難を抱える家庭への支援

子どもたちの将来が、生まれ育った環境によって制約されることのない社会を実現するため、関係機関と密接に連携しながら、養育に関するアドバイスや各種制度の情報提供を行い、家庭ごとのニーズに応じた適切な支援が実現できるよう取り組みます。

■目標4 子どもの健やかな成長に資する環境の整備

子どもたちが様々な学習の機会や人々との交流を通して、子育ての意義や大切さ、他人への思いやりや自然への愛情を育み、次代を担う社会の一員として将来家庭を持ち、子どもを産み育てることができるよう、学校・家庭・地域における教育環境を充実させ、全ての子どもの健やかな学びと育ちを支えていきます。

(1) 次代の親の育成

結婚、妊娠、出産、子育ては、個人の自由な意思決定に基づくものであり、家族の在り方や、家族を取り巻く環境が多様化している中で、子どもたちが、いのちの大切さや親になるイメージを持つことができるよう取り組みます。

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、学校の教育環境の整備・充実に努めます。

(ア) 確かな学力の定着

子どもたちが社会の変化に対応し、自ら考え行動できるようにするためには、基礎的な知識や技能に加え、思考力・判断力・表現力といった主体的に学ぶ力を育むことが重要です。

また、AIドリルや学習支援アプリをはじめとするICTツールを最大限活用し、児童生徒の基礎学力の定着はもちろん、より良い授業づくりや学習方法について現場の教職員と意見を交わしながら、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、より効果的な学習環境の整備を進めていきます。

(イ) 豊かな心の育成

豊かな心を育むため、道徳教育の指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、特別の教科である道徳を主とした道徳教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力により、多様な体験活動や子どもの読書活動を推進します。

また、いじめ、不登校等に対応するため、教職員等が児童生徒の些細な変化の把握に努めるとともに、予兆がみられる際には、家庭はもちろん、スクールカウンセラーや教育相談所など関係機関と連携の上、児童生徒一人ひとりの思いを大切にしながら、それぞれの状況に応じた迅速かつ適切な支援に努めます。

(ウ) 健やかな体の育成

健やかな体の育成のため、子どもたちが生涯を通じて積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲を高めることが重要です。そのため、指導方法の工夫及び改善を図り、体育の授業を充実させます。

また、子どもたちが将来にわたって、希望するスポーツ活動に継続して親しむことができる環境づくりを進めていきます。

(エ) 信頼される学校づくり

保護者や地域住民の積極的な参画を促す取組を推進し、中学校区単位のネットワークを核とした体制を構築します。これにより、学校運営の改善と支援体制の充実を図り、「地域とともにある学校づくり」を実現します。

また、中学校区ごとに学校や地域を構成員とする学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を組織し、地域全体で子どもたちを育てる仕組みを強化します。

この仕組みの中で、保護者や地域住民が学校運営に積極的に関わることで、子どもの成長を支えるとともに、地域の活性化を目指した一体的な取組を進めていきます。

さらに、学校運営協議会制度を活用することで、地域社会と学校が協力し合い、地域の特性や課題を生かした教育活動を展開します。

これを通じて、子どもたちが豊かに学び、成長できる環境を整備し、地域全体で支える教育の実現を目指します。

(3) 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

学校・家庭・地域が連携して、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力の向上を図るための支援を行います。

(ア) 家庭教育への支援の充実

子育てに関する相談を気軽にできる仕組みを整えるとともに、各家庭の状況や環境に応じたサポートの充実を図ります。

また、人との関わりを含む様々な経験の不足や、生活習慣の乱れといった課題に対処するため、地域ぐるみで子育て力を強化していきます。

さらに、親としての成長をサポートするための学びの機会を提供し、親子の交流を深めるための事業を積極的に展開することで、子どもたちが健やかに成長できる環境の整備に努めます。

(イ) 地域の教育力の向上

地域社会の未来を担う子どもたちが、地域住民をはじめとした様々な人々と交流し、家庭や地域の魅力を再発見し、それに誇りや憧れを持てるような環境づくりを進めます。

そのために、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの成長を支援するとともに、地域内外の取組やネットワークを活用して、人々が助け合い、学び合いながら活躍できる場を広げます。

さらに、子どもたちが大人と共に活動し、協力して目標を達成する機会を設けることで、地域とのつながりを深め、社会参画の意識を醸成していきます。

(ウ) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

情報機器の進化と普及により、インターネットやSNSを通じた有害情報の拡散や見知らぬ人とのトラブルは、社会全体で対応が求められる深刻な問題となっています。

一方で、スマートフォンをはじめとするデバイスは、日常生活や学習、情報収集に欠かせない存在となっています。

このような状況下で、学校・家庭・地域が連携し、多様化するコミュニケーション手段やインターネット利用に関する課題を正しく理解し、情報化社会における適切なモラルと実践的な知識を広めていくことが重要です。

そのために、情報機器の利用に関する最新の知見を取り入れ、学習機会を設けるとともに、子どもたちへコミュニケーションツールの適切な使い方を教えること、学校・家庭・地域が連携して、情報化社会を豊かに生きるためのモラルや知識を浸透させ、時代の変化と上手に付き合うための能力を養う学習機会の推進を図ります。

(エ) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

思春期の健康課題である十代の心の健康問題や性の問題、不健康なやせなどは、次世代の子どもの心身の健康にとって重要なテーマです。そのため、児童生徒の問題行動の未然防止や自殺の兆候の早期発見・解消に努めるとともに、心のケアを進める相談体制を充実させます。

また、性に関する健全な意識の育成や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図るとともに、喫煙や薬物乱用防止の教育をはじめ、学童期・思春期の心の問題に対応する相談体制の強化や、健康教育・保健体育の指導を通じて、生涯にわたる健康な生活が営めるよう必要な力を育みます。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

(ア) 良質な住宅の確保

国が定める住生活基本計画に基づき、結婚や出産を希望する若年層や子育て世帯が安心して暮らせる環境を整えるため、既存の住宅ストックを有効活用する方策として、稚内市公営住宅等長寿命化計画に基づく計画的な改修を実施し、子育て世帯を含む地域全体の住宅ニーズに対応することで、住環境の更なる充実を図ります。

さらに、小さな子どもを持つ世帯の居住安定と生活の充実を図るため、公共賃貸住宅における入居基準の緩和や優先入居の取組を進めるなど、子育て世帯を対象とした施策を強化します。

(イ) 安全な道路交通環境の整備

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や都市計画マスタープランに基づき、駅、官公庁施設、病院等とこれらを相互に連絡する道路について、移動等の円滑化を一体的・計画的に推進します。また、生活道路等においては、歩行者や自動車が安全に通行できるよう道路環境の向上を図るとともに、適切な維持管理に努めます。

(ウ) 安心して外出できる環境の整備

妊産婦や乳幼児連れを含む子育て世帯が安心して外出できる環境を整えるため、道路や公園、公共交通機関、公的建築物などの段差を解消するバリアフリー化に加え、ユニバーサルデザインの導入を推進します。特に、公共施設においては、子ども用サイズの便器や手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、広々とした化粧室、授乳室の設置など、子育て世帯が利用しやすい環境を整備します。

また、子どもがいつでも安全に遊べる場所を提供するため、稚内市都市公園施設長寿命化計画に基づき、地域の住民ニーズに合わせた公園施設のリニューアルを進めていきます。

(エ) 安全・安心なまちづくりの推進

安全・安心なまちづくりを進めるため、道路、公園等においては公共灯のLED化を進めるなど必要な環境整備に努めます。

(5) 多様な文化をもった子どもと家庭への支援

外国人家庭が抱える子育ての不安や悩みを解消し、日常生活を円滑に送ることができるように、多言語による情報提供や相談体制の充実を図るとともに、外国人の子どもが利用する教育・保育環境の充実に努めます。

■目標5 母子の健康増進の推進

妊娠から出産、育児まで、母子の心身の健やかな成長を支援していくために、子どもの成長に合わせたライフステージの変化に対応し、母子保健を中心とした様々なサービスの提供と、保健、医療、福祉、教育などの各分野の連携による母子の健康づくりを進めます。

(1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

妊娠届出時や出産後の赤ちゃん訪問などで保健師による伴走型相談支援を実施し、必要に応じて支援プランの作成を行っていきます。

乳幼児期は、将来の成長に大きな影響を与えるとともに、生涯にわたって心身ともに健康的に生きるための基盤づくりの時期です。

本市では、妊娠期から乳幼児期の健康の保持・増進、疾病の早期発見などを旨とし、妊産婦健診や乳幼児健診、健康教育や産後ケアなどの母子保健事業を実施しています。

今後に向けて、国は切れ目のない健診体制の整備として、新たな健診の拡充を検討していることから、本市の状況を踏まえた実施体制を構築します。

(2) 食育の推進

「食」は健康の基礎であり、健康な体をつくるだけでなく、規則正しい生活のリズムを確立するためにも欠かすことができないものです。

子どもの時の生活習慣は、その後の成長はもちろん、生涯にわたる生活の基礎にもつながることから、健全な食習慣を身につけることが重要です。

しかし、近年、個人のライフスタイルや価値観の多様化等に伴い、食生活やそれを取り巻く環境は大きく変わってきており、食への意識の希薄化をはじめ、食習慣の乱れや栄養の偏り、朝食の欠食など、食に関する様々な課題が顕在化しています。

本市では、「第3次稚内市食育推進計画」において、「家庭」「幼稚園・保育所」「学校」「地域」などそれぞれの場において推進する施策を定め、家庭、学校、地域、関係団体等と連携を図りながら食育活動を進めています。

(3) 小児医療の充実

小児医療体制は、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、関係機関との連携により、小児医療及び小児救急医療の確保・充実に取り組めます。

■目標6 地域ぐるみの子育て支援活動の推進

子どもの心身の成長や社会性を育むため、町内会やPTA、子育て支援ボランティア団体、スポーツ団体など地域活動を支える取組を積極的に進め、地域全体で子育てを支援する環境を整えます。

(1) 地域における子育て支援の充実

地域において、安心して子育てができる環境を整備するためには、支援の担い手となる人材を確保することが重要です。

そのためには、より一層、地域ぐるみで子育てを行う意識の醸成を図るとともに、各団体等への支援の協力を呼びかけ、高齢者、育児経験豊かな主婦等の地域人材を発掘します。

さらに、子育て支援ボランティア団体等で構成する、本市の子育て支援ネットワークにおいて、各団体間の交流や、情報交換等を行い様々な活動を通して地域全体の子育て力及び子育て意識の向上を図ります。

また、各種子育て支援サービスについて利用者が十分に理解できるよう、本市のホームページや「わからない子育て応援サイト」を活用し、幅広く情報を発信します。

(2) 子どもの健全育成

子どもの健やかな成長を促すため、青少年教育施設の充実や、地域資源を生かした遊びを含めた様々な体験活動を充実させるとともに、地域の文化や歴史的財産を生かし、子どもたち自身が地域の魅力や課題を主体的に考える機会を提供します。

また、地域の社会資源を効果的に活用し、子どもたちが放課後等を安心かつ安全に過ごす居場所づくりに努めます。

(3) 子どもの安全の確保

(ア) 子どもの交通安全を確保するための活動

子どもを交通事故から守るため、交通安全教育や啓発活動を進め、交通安全への意識の向上に努めます。

また、通学路合同点検や、小学校への交通安全指導員の配置及び地域のスクールガードボランティアの協力を得ながら、児童の登下校の安全確保に努めます。

(イ) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動

子どもを犯罪等の被害から守るため、子ども安全育成センターを設置し、専任育成員による市内全域の巡回補導を行い、非行の早期発見、指導に努めるとともに、不審者情報の発信、防犯ブザーの配布等の啓発活動を行い、学校・家庭・地域が一体となり、非行防止や子どもの安心と安全を守る活動を推進します。

(ウ) 被害に遭った子どもへの適切な支援

いじめ、犯罪等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、関係機関が連携・協力して速やかに適切な支援を図ります。

(4) 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と家庭を両立し、個々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。そのためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実感できる環境づくりが重要です。

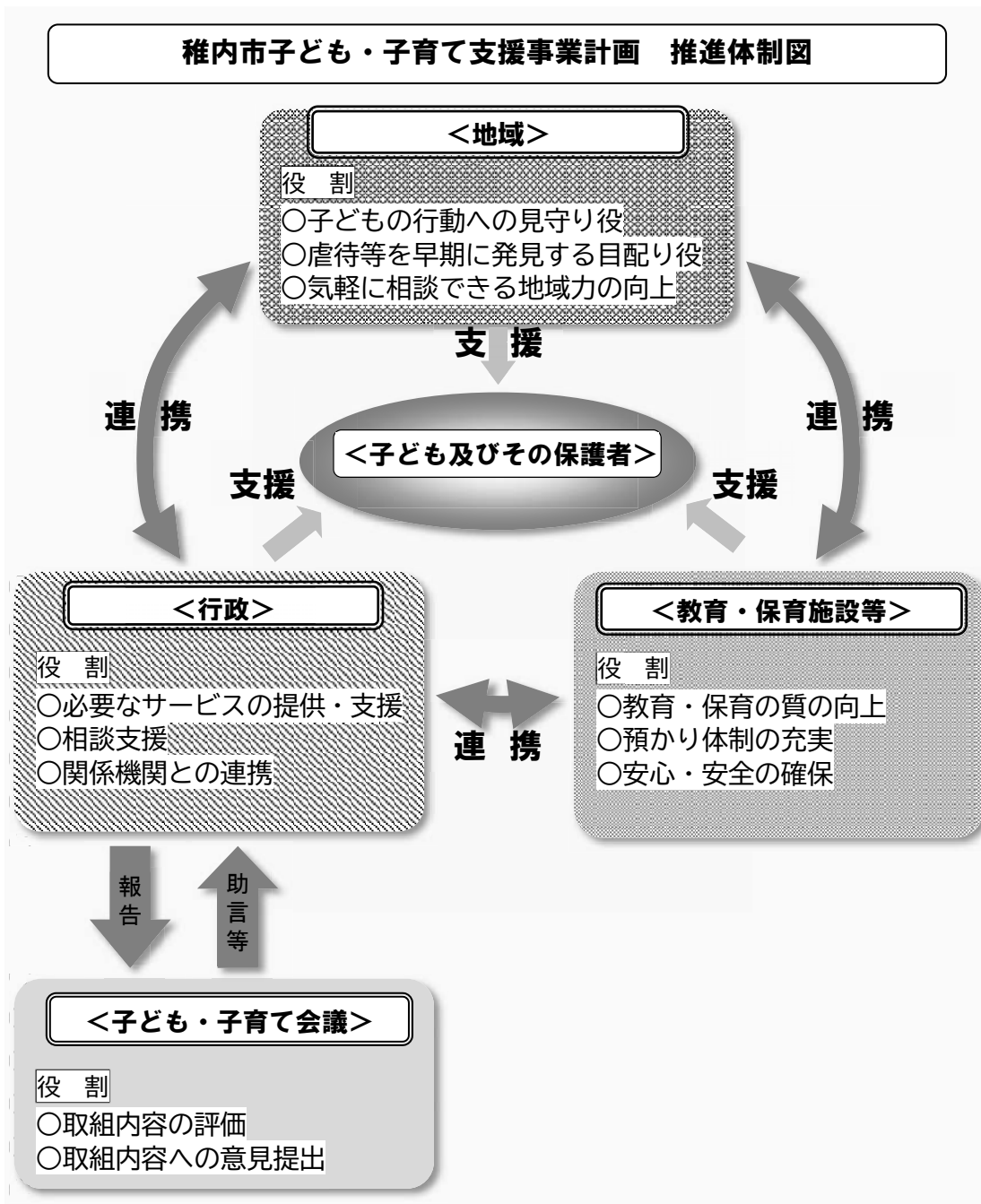
このため、男女双方が職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備・改善に向けた周知啓発活動の推進に努めます。

また、企業等民間団体に対しても、男女雇用機会均等法などの法令順守・労働環境の整備と制度を活用しやすい環境づくりに向けた理解と協力を求めます。

第6章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携

子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、関係機関等と連携して取り組みます。



2 役割

社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育て支援に果たす責務と役割を示します。

国は、子ども・子育て支援法に基づき、基本的な指針を定めるほか、都道府県及び市町村の事業計画に定める支援を円滑に実施するための必要な援助を行うこととしています。

北海道は、子ども・子育て支援法に基づき「子ども・子育て支援事業計画」（令和7年度より「北海道こども計画」に内包）を策定するとともに、市町村に対し、事業計画の策定やその施策の推進等について必要な支援をするほか、同法及び条例に基づき国、市町村等と緊密な連携を図りながら、計画の推進に努めることとしています。

本市は、子ども・子育て支援法に基づき「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に即した子ども・子育て支援を計画的に推進します。

（1）家庭の役割

子育てとは本来、子どもに愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。子ども・子育て支援法の基本理念にも記載されているように、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有します。

（2）地域の役割

地域全体で子どもの行動を見守ることは、子どもの危険を回避することや子どもの虐待等の早期発見にもつながります。

また、子育てをする保護者が孤立することなく、安心して子育てができ、気軽に相談できる地域づくりを推進します。

（3）教育・保育施設の役割

教育・保育施設は、子どもの健やかな成長と生きる力を養う場であり、教育・保育の質の向上、預かり体制の充実、安心・安全の確保を推進します。

（4）行政の役割

本市では、全ての子どもの健やかな成長のために必要な教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に提供します。

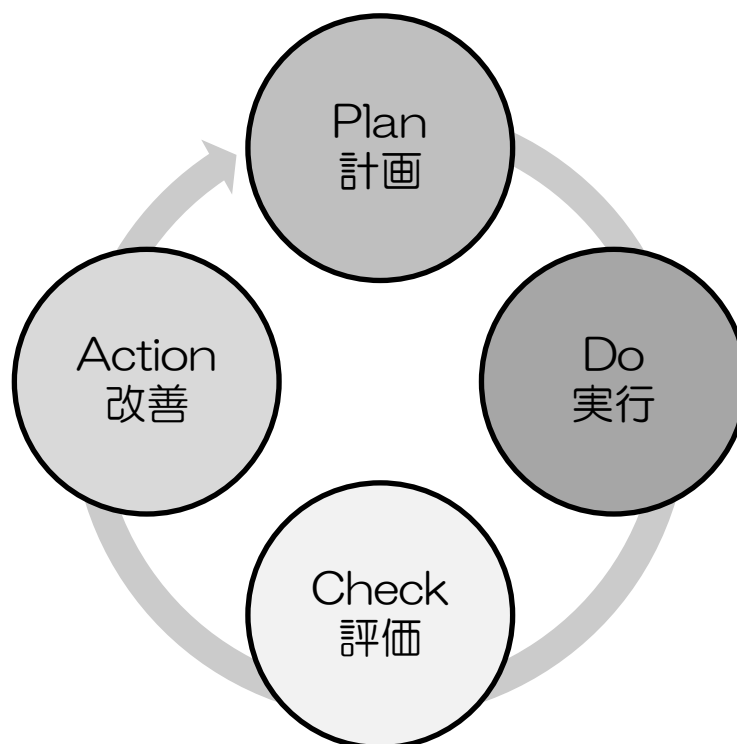
また、これらの支援を円滑に利用できるよう、相談支援等の必要な援助とともに、関係機関との連携を図ります。

（5）子ども・子育て会議の役割

本市の子ども・子育て支援事業に関して、取組内容の評価及び意見の提出を通じて、計画の着実な推進を図ります。

3 計画の達成状況の点検・評価

個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていきます。計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進し実効性を確保するため、計画の進捗状況を子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。また、ホームページ等を活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図り住民意見を反映した事業を推進します。



第7章 資料編

1 関係施設一覧

施設	箇所数	名称
幼稚園	5か所	稚内ひかり幼稚園 稚内鈴蘭幼稚園（令和4年度に認定こども園に移行） 稚内富岡幼稚園 稚内幼稚園 稚内大谷幼稚園
認可保育所	公立2か所	稚内市立白樺保育所 稚内市立港保育所（令和3年度末に廃止）
	私立4か所	稚内富岡保育園 もぐもぐ保育園 オアシス保育園 きらきら保育園
認定こども園	1か所	稚内鈴蘭幼稚園・保育園（令和4年度設置）
認可外保育所 （事業所内保育所）	2か所	市立稚内病院附属保育所 ㈱ヤクルト北北海道稚内保育所（令和4年度中に廃止）
認可外保育所 （へき地保育所）	4か所	稚内市立恵北保育所（令和5年度末に廃止） 稚内市立沼川保育所 稚内市立宗谷保育所 稚内市立勇知保育所
認可外保育所 （その他）	2か所	託児施設 おひさまひろば キッズパレス
病児保育施設	1か所	病児保育室 はぐくみ
地域子育て支援センター	3か所	乳幼児子育て応援センターキッズなかよしルーム 子育て支援センターるーえん 子育て支援センターほっと
学童保育所	4か所	稚内市立中央学童保育所 稚内市立緑学童保育所 稚内市立東学童保育所 稚内市立富岡学童保育所
放課後子ども教室	2か所	声問小学校放課後子ども教室 増幌小学校放課後子どもふれあい教室（令和5年度末に廃止）

2 計画策定の経緯

年月日	主な内容等
令和6年1月29日～ 令和6年2月18日	●子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施 (配布：1,508世帯、回収：677世帯 / 回収率44.9%)
令和6年3月26日	●令和5年度 第3回稚内市子ども・子育て審議会 ・ニーズ調査の結果について(速報値)
令和6年8月27日	●令和6年度 第1回稚内市子ども・子育て審議会 ・ニーズ調査の結果について ・第2期稚内市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について(令和5年度) ・第3期稚内市子ども・子育て支援事業計画骨子案
令和6年10月31日	●令和6年度 第2回稚内市子ども・子育て審議会 ・第3期稚内市子ども・子育て支援事業計画について(前半部分)
令和6年12月17日	●令和6年度 第3回稚内市子ども・子育て審議会 ・第3期稚内市子ども・子育て支援事業計画について(後半部分)
令和7年1月14日	●稚内市子ども・子育て審議会から市長への答申
令和7年1月24日	●民生文教常任委員会への報告
令和7年1月31日～ 令和7年2月21日	●第3期稚内市子ども・子育て支援事業計画(案)に対するパブリックコメントの実施

3 用語解説

ア行

■ICT

Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略。情報通信技術のことを意味します。

■預かり保育

幼稚園での教育時間終了後及び長期休業期間中に、希望する家庭の幼児を預かる事業です。

■インクルーシブ教育

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える共生社会の形成を目指し、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶことをいいます。

■M字カーブ

女性の労働力人口比率（労働力率、労働参加率）又は就業率を年齢階級別にグラフ化した時、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。

カ行

■家庭的保育事業

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象に利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅又はその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業です。（児童福祉法第6条の3第9項）

■教育・保育施設

「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所のことをいいます。（子ども・子育て支援法第7条第4項）

■合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性とその年齢別出生率で、一生の間に産むとした時の子どもの数に相当します。

■子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

地域子ども・子育て支援事業の一つ。預かりや送迎の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織です。

■子育て世代包括支援センター

母子保健法により市町村が設置するセンターで、専門的な知識や経験を持つスタッフが妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、地域の保健・福祉・医療などの関係機関と連携調整を行うなどにより、子育て期に係る切れ目のない支援を提供するための施設です。

■こども家庭センター

母子保健サービスや子育て支援を必要とする妊産婦や子ども、子育て世帯に対し、適切な支援を提供するための施設です。

■子ども・子育て会議（市町村が設置する子ども・子育て会議）

子ども・子育て支援法第72条第1項で規定する「審議会その他の合議制の機関」です。市町村が条例で定めて設置し、特定教育・保育施設等の利用定員の設定や子ども・子育て支援事業計画など市町村の子育て施策について審議します。

■子ども・子育て支援法

保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、地域社会が協力して幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育てを総合的に推進するための法律です。

■コミュニティ・スクール

学校運営協議会制度を導入した学校のこと、地域と学校がパートナーとなり、地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生することを目的としています。保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参加することで、育てたい子ども像、目指すべき教育のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けて共に協働していく仕組みです。

サ行

■事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象に、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育のことです（児童福祉法第6条の3第12項）。

■仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

仕事と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった仕事以外の生活との調和を取り、その両方を充実させる働き方をいいます。

■次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、国による行動計画策定指針、地方公共団体と事業主による行動計画の策定等を迅速かつ重点的に推進するための法律です。

■施設型給付

子ども・子育て支援新制度により開始した幼稚園・保育所・認定こども園に対する財政措置。施設・保護者に経費や助成金の支給を行うものです。施設が施設型給付を受けるためには市から「確認」を受ける必要があります。(子ども・子育て支援法第11条)

■市町村子ども・子育て支援事業計画

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画です。子ども・子育て支援新制度の実施主体として、市町村が作成します。計画期間は5年間です。(子ども・子育て支援法第61条)

■児童発達支援センター

障がい児に日常生活における基本的動作の指導、生活に必要な知識や技能を付与させるとともに、家族への相談や助言等、地域の中核的な療育支援を行う機関です。

■食育

様々な経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることで、食育基本法においては、「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」と位置づけられています。

■スクールガードボランティア

学校の児童・生徒が犯罪に巻き込まれないよう、学校内や周辺地域（通学路など）を見回りするボランティアを指します。

夕行

■地域型保育事業

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の総称。(子ども・子育て支援法第7条第5項)

■地域子育て支援センター

小学校就学前の子どもがいる家庭等が情報交換、交流をする場であり、子育てについての悩み事、相談を受けるなどの業務を行っています。

■地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て家庭等を対象に市町村が主体的に実施する事業です。(子ども・子育て支援法第59条)

■デバイス

パソコンやスマートフォンなど単体で動作可能な装置や端末のことを指します。

■特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付を支給する施設として確認する「教育・保育施設」のことです。(子ども・子育て支援法第27条)

ナ行

■認定こども園

従来の保育所や幼稚園の枠組みを超え、就学前の子どもを対象に保育と教育を一体的に行う施設です。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られます。（認定こども園法第2条第6項）

認定こども園は以下のような種類に分類されます。

- 幼保連携型
- 幼稚園型
- 保育所型
- 地域裁量型

ハ行

■パブリックコメント

行政機関などの意思決定過程において広く国民に素案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して意思決定を行う制度のことです。

■保育コンシェルジュ

保育施設の案内や預け先の提案、子育て関係の窓口へのご案内などを行う相談員です。

ヤ行

■ヤングケアラー

家族や親族に介護や世話が必要な人がいる場合に、その介護や日常生活上の世話を担っている18歳未満の子どもや若者を指します。

■ユニバーサルデザイン

年齢や障がいの有無、体格、性別、国籍などに関わらず、できるだけ多くの人にわかりやすく、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることです。

■要保護児童対策地域協議会

保護が必要な児童への適切な対応を図るため、子どもに関係する機関等により構成され、児童や保護者等に関する情報交換や支援内容の協議を行う機関です。

ラ行

■利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健、福祉、医療等を円滑に利用できるよう身近な場所で相談や情報提供、助言などを行う地域子ども・子育て支援事業の一つ。本市では健康づくり課で母子保健型を実施しています。

子育て平和都市宣言

日本最北端の国際都市・稚内は、戦争のない世界平和と美しい自然、かおり高い文化を永遠に願うふるさとでありたい。

ふるさとの次代を担う子どもたちのすこやかな成長と平和なまちづくりをすすめることは、すべての大人の責任である。

この願いをこめたふるさとづくりは、わたくしたち市民の責任である。

わたくしたち稚内市民は、市民ぐるみの子育てと平和をもとめる運動の責任と義務を自覚し、市民一人ひとりのたゆまぬ努力を誓って、ここに「子育て平和都市」を宣言する。

(昭和 61 年 6 月 7 日議会議決)

稚内市子ども憲章

私たちは、稚内市開基 120 年・市制施行 50 年・開港 50 年を記念して、「夢発信！てっぺん会議」を開催しました。

21 世紀の稚内が、この地に生きる全ての人にとって、平和で豊かな、そして心優しく文化の薫り高い故郷になるよう、手を取り合って積極的に生きることを誓い、本会議の名においてこの憲章を定めます。

- 1 みんなが、仲良くいじめを無くし、楽しく元気に学び生活できるよう、力を出し合いましょう。
- 2 みどり豊かな、魅力あふれる街づくりをめざして、自然を守り育てるよう、力を出し合いましょう。
- 3 ゆとりや生きがいがつよう、文化・スポーツ交流に力を出し合いましょう。
- 4 安全で住み良い街づくりと、健康で楽しい生活ができる施設の充実を願い、みんなで力を出し合いましょう。
- 5 国際平和と交流の輪を広げ、すべての国の人達が仲良くなるよう、共に力を出し合いましょう。
- 6 希望を持って働くことのできる産業の振興を願い、故郷を学び、夢が実現できるよう力を出し合いましょう。
- 7 温かく思いやりのある街にするため、多くの人と交流し、助け合い、ボランティア活動に力を出し合いましょう。

(平成 10 年 9 月 19 日制定)



第3期 稚内市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月発行

編集：稚内市教育委員会 教育部子ども課

〒097-8686 北海道稚内市中央3丁目13番15号

TEL 0162-23-6529 / 0162-23-6530